

三徳山三佛寺の開改帳（二）――年紀重複分の分析――

水 石 靖 子

目次

はじめに

一 延宝五年の三徳門前地詰帳（二二号）

二 元禄一四年の開改帳

（1）河村郡三徳門前開改帳（四号）

（2）河村郡三徳門前村開改帳（五号）

（3）小結

三 正徳五年の新開改帳

（1）河村郡門前村新開御改帳（六号）

（2）河村郡美徳山門前村新開御改帳（七号）

（3）小結

四 延享四年の新開改帳

（1）河村郡三徳門前村新開改帳（九号）

（2）河村郡三徳門前村新開改帳（一〇号）

（3）美徳山門前村新開改帳（一二号）

（4）小結

五 寛政六年の開改帳

（1）河村郡美徳山門前村開御改帳（二四号）

（2）美徳山門前村新田御改帳（二五号）

（3）文化二年写改帳（七号・一二号・一五号）

（4）小結

（以上、『紀要』第十二号）

まとめ

四 延享四年の新開改帳

延享四年（一七四七）の新開改帳は、河村郡三徳門前村新開改帳（九号）、河村郡三徳門前村新開改帳（一〇号）、美徳山門前村新開改帳（一二号）の三冊がある。以下、順を追って分析をすすめていくこととする。

（一）河村郡三徳門前村新開改帳（九号）

九号の河村郡三徳門前村新開改帳は表紙に「延享四年 河村郡三徳山門前村新開改帳 卯十月日」とあり、本文記載は次のとおりである。ここでは最初の一丁目表部分を取りあげた。なお、以下の記述や史料引用において下段に漢数字で何番と表記しているのは、前稿と同様に筆者が付した通し番号である。また、通し番号は門前村の田畠地に関する地詰帳一冊（二号）、開改帳七冊（四・五・一三・一四・一六・一八・二〇号）、新開改帳七冊（六・七・八・九・一〇・一二・一五号）の合計一五冊に記載されているすべての土地に対して、冊子の記載順序にしたがって一筆ごとに付した番号であり、全部で六二九番までである。

（一丁目表）

ゑび谷

一、印田

式畝五歩

清五郎

（通し番号）

三三四番

わうせまる

一、印田

壹畝拾五歩

七兵衛

三三五番

享保二年酉十一月日

大ぜまる

一、印田

壹畝拾五歩

七兵衛

三三六番

ゑび谷

一、印田

壹畝七歩半

清五郎

三三七番

九号の新開改帳全体の記載内容を表にしたものが〔表22右〕である。そこで、表について説明をしておきたい。前稿と同じく表の項目は史料の記載内容に沿って土地の所在地を示す字名、品位、田積（縦×横の長さ）、名請人名の順番で設けた。さらに、右欄端の帳面別番号は各帳面に記されている土地に対して、帳面の記載順番に沿って一筆ごとに通し番号を付したものである。以上、本稿において作成した表には前稿と同様に史料の記載項目にしたがい作成した表〔表22右〕と、その表に記してある数値を項目ごとにまとめた表〔表23〕の二種類がある。これらの表を用いて分析をすすめていきたい。なお、史料内容の分析については、末尾の表および前稿の地籍図（『紀要』第十二号 九四頁）を参照されたい。

九号の新開改帳に記載の土地数は四一筆（三三四番～三七四番）であり、所在地の字名数は二八ヶ所である。内容の記載順は、一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名の順番で記されている。この記

載形式は、九号の新開改帳に記されているすべての土地において共通である。また〔表22右〕の数値を土地の品位、田畠別にとりまとめたものが〔表23〕であり、その田積は四反八歩半、石高は三石二斗二升三合、名請人は一九名である。では、土地の記載においてほかの開改帳との相違点はどこであろうか。先にあげた引用史料の二筆目（三三五番）と三筆目（三三六番）の間に「享保二年酉十一月日」という日付の記載がみられる。この日付は何を物語るのであろうか。これは、日付の記された「享保二年酉十一月日」の時点で三三四番・三三五番の二筆の土地が新たな開墾地であると確認されたことを示していると考えられる。

それを裏付けるものが、次に示す享保二年の河村郡門前村新開改帳（八号）である。この新開改帳は表紙に「享保二年 河村郡門前村新開御改帳 酉ノ十一月日『念入改物也』改物也」とあり、本文記載は全文で次のとおりである。

（一丁目表）

ゑび谷

一、印田

式畝五歩

清五郎

（通し番号）

三三二番

わうせまる

一、印田

壹畝拾五歩

七兵衛

三三三番

畝数合（墨四印）三畝廿歩

高式斗九升三合

但シ八斗代

物成 六升七合四勺

免式ツ三歩

(一丁目裏)

門前村庄屋

半六(黒円印)

年寄

六左衛門

享保二年

西ノ十一月日

本文に記載されている土地は、三三二番・三三三番の二筆である。つまり、八号の新開改帳の作成により三三二番・三三三番の土地は、新たな開墾地として認められたうえで享保二年(一七一七)の土地調査により登録のおこなわれた田地であるといえる。また、八号の新開改帳には門前村庄屋一名、年寄一名の署名があるが、これは八号の新開改帳を作成する際に門前村庄屋と年寄が関わったといえる。さらに、本帳面の末尾部分には「享保二年西ノ十一月日」と記載があり、この日付は九号の新開改帳においても記載されているのは前述のとおりである。そこで、同年紀の記載のある八号と九号の新開改帳の比較をおこなったところ、八号の三三二番・三三三番の田地は①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名が九号に記載されている三三四番・三三五番の田地と同一であることがわかる(表22)。すなわち、八号の新開改帳は享保二年の土地調査により確定した新開墾地を記載したものであり、この田地は延享四年に作成された九号の新開改帳では三三四番・三三五番の田地のごとく記したものであろう。なお、九号の新開改帳に記載のある「享保二年西十一月日」という日付の記載は表の備考欄に記した(表22)。

それでは、このほか記載の土地の記載方法はどうか。三三六番から三四二番までの七筆は「元文四年未十月

日」、三四三番の一筆は「延享元年子十月日」、三三四番から三七四番までの三一筆は「延享四年卯十月日」とあり「享保二年酉十一月日」の日付と同じく田地記載の本文中に日付が記されている〔表22〕。これらの土地は、享保二年と同様に元文四年（一七三九）、延享元年（一七四四）、延享四年（一七四七）の各々の年紀ごとに実施された土地調査により新たに開墾が確認され、登録のおこなわれた田地であることが判断できる。したがって、九号の新開改帳は享保二年、元文四年、延享元年、延享四年の土地調査結果を年代別にとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。また、本文中に記載されている日付は、それぞれの年紀で一〇月と十一月に集中している。つまり、土地台帳は土地調査結果を一〇月または十一月にとりまとめたうえで作成したものと考えられる。

さて、九号の新開改帳に記載されている所在地の字名数は二八ヶ所であり、そのうち門前村地籍図から確認できる字名は次のとおりである。享保二年では三三四番「ゑび谷／海老谷（地籍図45番）」、三三五番「わうせまる／大瀬丸（地籍図54番）」、元文四年では三三六番「大せまる／大瀬丸（地籍図54番）」、三三七番「ゑび谷／海老谷（地籍図45番）」である。延享元年は三四三番「はくちいわ／馬口岩（地籍図53番）」である。そして、延享四年では三四六番「上たん原／上段原（地籍図8番）」、三四七番「下たん原／下段原（地籍図11番）」、三四八番・三五〇番「長畑／長畑（地籍図14番）」、三五四番「めうけん／妙見（地籍図30番）」、三五五番～三五六番「うくいす谷／鶯谷（地籍図24番）」、三五七番「かんたい／神代（地籍図35番）」、三五八番「馬あらいふち／馬洗淵（地籍図43番）」、三六二番・三七二番「三つはわり／三つはう／密坊（地籍図50番）」、三六六番「いちぬせ原／一之瀬（地籍図65番）」、三七〇番・三七三番「大せまる／大瀬丸（地籍図54番）」、三七四番「杉ノ原（地籍図56番）」である。このうち「大瀬丸（地籍図54番）」、「馬口岩（地籍図53番）」、「長畑（地籍図14番）」、「杉ノ原（地籍図56番）」の四ヶ所は九号の新開改帳で新たに確認のできる所在地である。よって、九号の新開改帳に記されている田地からわかることは、まず享保二年、元文四年、

延享元年の田地は「海老谷(地籍図45番)」、「大瀬丸(地籍図54番)」、「馬口岩(地籍図53番)」といった字名より三佛寺(「美徳(地籍図49番)」)の付近に位置する開墾地が記されていることである。ところが延享四年の田地をみると、三四六番「上段原(地籍図8番)」や三四七番「下段原(地籍図11番)」などの字名から門前村の東方に位置する所在地を起点として西側へ向かい、最後には三七四番「杉ノ原(地籍図56番)」までかなり広範囲にわたって新たな開墾地が記載されていることがわかる。

ところで、九号の新開改帳には三三六番の田地と末尾部分の二ヶ所に貼紙が付してある。その貼紙に記載の内容は、表の備考欄に記したとおりである(表22)。まず三三六番の田地には、朱書で「享和三年亥年より中田ニ成ル土免上ゲ」と記載がみられる。次いで、末尾部分の貼紙も朱書で「外ニ高壺升六勺四才中田成土代上ケ物成式合四勺四才増し」とみられる。この両貼紙は、三三六番の田地が享和三年に印田¹から中田となり、年貢負担率が増加したことを記している。しかし、両貼紙が付された時期については確定しはたいが、同筆である可能性が高いといえよう。したがって、貼紙は延享三年もしくはそれ以降の近いうちに付されたものと考えられる。すなわち、九号の新開改帳は作成された延享四年(一七四七)から貼紙の付されたと考えられる享和三年(一八〇三)頃までは土地台帳として使用されていたといえる。なお、九号の新開改帳末尾部分の記載は次のとおりである。

(五丁目表)

畝数合四反令八歩半	土代八斗
高三石式斗式升三合	免式ツ三歩
物成七斗四升壹合	外ニ掛物有

(貼紙)

『外二』^(朱書)
 高巻升六勺四才中田成土代上ケ
 物成式合四勺四才増し』

(五丁目裏)

延享四年卯十月日

美徳山

御年行事様

(六丁目表)

右帳通一字一点

相違無之もの也

(裏表紙見返)

(裏表紙)

「紙数八枚 (黒円印「浄土／院」)

門前村庄屋 吉郎右衛門判

年寄 徳藏判

同年寄 伊右衛門判

〔五人組方〕

□□□ 市郎兵衛判

依原村改人 与三兵衛判

年行事 (黒円印「浄土／院」)

村方別帳渡置

差出部分には門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人^②一名の署名がみられる。つまり、俵原村改人の署名があることから門前村以外の人間が九号の新開改帳作成に関わっていたといえる。また宛名部分には「美徳山 御年行事様」とあり、美徳山年行事へ充てて作成した帳面であるといえよう。そして表紙見返部分には「年行事判」とみえ、裏表紙部分には「年行事（黒円印「浄土／院」）と署名や捺印がある。さらに末尾部分には「右帳通一字一点相違無之もの也」、「村方別帳渡置」と記載がみられる。したがって、これらと同内容の帳面が複数冊作成され、そのうち九号の新開改帳は寺側で管理された土地台帳であると考えられる。

(2) 河村郡三徳門前村新開改帳（一〇号）

一〇号の河村郡三徳山門前村新開改帳は表紙に「延享四年河村郡三徳門前村新開改帳 卯十月日」とあり、本文の記載は次のとおりである。ここでは最初の一丁目表裏部分を取りあげた。この一〇号の新開改帳には三一枚の付箋や貼紙が付されており、その大半は二枚ずつ重ね貼りされている。なお、重ね貼りされている付箋や貼紙は共通で下からA、Bのアルファベットで表記した。

(一丁目表)

はくちいわ

一、印田

三畝弍拾歩

金六

(通し番号)

三七五番

(付箋A) 付箋Aの上に付箋Bが貼られている

平四郎二入

延享元年子ノ十月日

(一丁目裏)

こかやぬ

一、印田

四歩

徳藏

こかやぬ

一、印田

拾歩

彦左衛門

高式斗九升三合
物成六升七合五勺

(付箋B)

壹
内式畝 喜兵衛
壹畝廿歩
定右衛門
免式ツ三歩

付箋Aの上に貼紙Bが貼られている

(貼紙B)

式 与左衛門

[×左]

右

三 与左衛門

門前村庄や

年寄

同年寄

俵原村庄や

平六 (黒円印)

吉左衛門 (黒円印)

清右衛門 (黒円印)

与三兵衛 (黒円印)

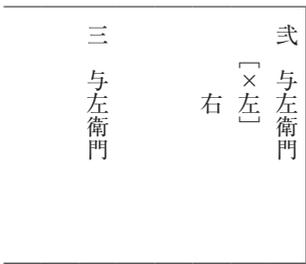
(通し番号)

三七六番

三七七番

(付箋A)

与左衛門二人



上たん原
一、印田 七歩 徳蔵

下たん原
一、印田 八歩 同人

長畑け
一、印田 貳拾歩 権左衛門
こけ

四 内三歩 忠兵衛 四歩 与右衛門		五 市三郎	六 半兵衛	三七八番
(付箋A) 明和二年 五兵衛二入 巳十一月日		(付箋A)	(付箋A) 判兵衛二入	三七九番
				三八〇番

一〇号の新開改帳の記載内容を表にしたものが〔表24右〕である。土地数は三三筆（三七五番〜四〇六番）であり、所在地の字名数が二六ヶ所である。内容の記載順番は一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名の順で記されている。この記載形式は、一〇号の新開改帳に記されているすべての土地において共通である。また〔表24右〕を項目ごとにまとめたものが〔表25〕であり、その田積は二反七畝六歩半、石高は二石一斗七升三合、名請人は一七名である。

では、一〇号の新開改帳の特徴をみていきたい。先にあげた引用史料の一丁目表部分の一筆目にあたる三七五番の土地は、末尾に「高式斗九升三合 物成六升七合五勺」と石高や物成などが記されており金六分の土地集計がなされているといえる。さらに「延享元年子ノ十月日」という日付の記載がある。これは、日付の記された「延享元年子ノ十月日」の時点で三七五番の土地が新たな開墾地であると確認されたことを示していると考えられる。つまり、三七五番の土地は新たな開墾地として認められたうえで、延享元年の土地調査によって登録のおこなわれた田地であるといえる。それでは、そのほか記載の土地はどうであろうか。三七六番から四〇六番までの三一筆は、その新開改帳の日付が「延享四年卯十月日」とあることから、延享四年の土地調査により新たな開墾地として確認され登録のおこなわれた田地といえる。

ところで、一〇号の新開改帳には「延享元年子ノ十月日」、「延享四年卯十月日」の日付が田地記載の本文中に記されている。この日付は、九号の新開改帳においても同様の記載が確認できる。そこで、同年紀の日付が記されている九号と一〇号の新開改帳に記載のある田地の比較をおこなった表が〔表24〕である。その結果、まず「延享元年子ノ十月日」の日付がみられる九号の三四三番の田地は①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名の記載内容が一〇号に記載されている三七五番の田地と同一であることがわかる。次いで「延享四年卯十月日」の日付がみられる九号の三四四番から三七四番までの三一筆の田地は、一〇号に記載されている三七六番から四〇六番までの三一筆の田地と同一であることがわかる。すなわち、一〇号の新開改帳は九号の新開改帳に記載されている田地のうち延享元年、延享四年分の土地調査結果を拾いあげて作成した土地台帳であるといえる。

さらに同年紀の記載のある九号と一〇号の田地比較一覧表を用いて分析をおこなった〔表24（Ⅰ）〕～〔Ⅵ〕。まず、九号の総田積は四反八歩半であり〔表24（Ⅰ）〕、一〇号の総田積は二反七畝六歩半である〔表24（Ⅱ）〕。九号の総田積

から一〇号の総田積を引くと、その差は一反三畝二歩である〔表24(Ⅲ)〕。そこで、九号と一〇号の差である一反三畝二歩という田積について考えていきたい。〔表24〕には九号の新開改帳に記されているが、一〇号の新開改帳では記載のない部分がある。この記載のない部分は九号の新開改帳では享保二年の二筆(三三四番・三三五番)、元文四年の七筆(三三六番・三四二番)の合わせて九筆の田地に該当している。この享保二年分の二筆の総田積は三畝二〇歩〔表24(Ⅳ)〕、元文四年分の七筆の総田積は九畝一二歩〔表24(Ⅴ)〕である。享保二年と元文四年の総田積とを足すと、和は一反三畝二歩となる。この一反三畝二歩という田積は、九号と一〇号の田積の差と等しい。よって、一〇号の新開改帳は九号の新開改帳に記載されている田地のうち延享元年、延享四年分を拾いあげて記されているといえる。

ところで、引用史料の記載からもわかるとおり一〇号の新開改帳は、九号の新開改帳に記載の延享元年、延享四年分の田地と同一であるが、その大きな違いは付箋や貼紙が数多く付されていることである。しかし、この付箋や貼紙がいつ頃付されたものか確定しがたい。付箋には名請人名や田積が記されており、貼紙には番号と名請人名の記載がみられる。そのうち貼紙に記載の番号は、一番から三二番までの順番で付してある。なお、貼紙に記載されている番号を貼紙番号と表記する。この貼紙番号は一〇号の新開改帳に記されている一筆ごとの田地に対して付されており、九号の田地順を示す帳面別番号のうち延享元年、延享四年分と共通している〔表24〕。すなわち、一〇号の新開改帳は九号の新開改帳に記載の延享元年、延享四年分の田地を拾いあげてまとめた土地台帳であることから一〇号の新開改帳に付されている貼紙番号は、九号の帳面別番号と同一であると判断できる。したがって、一〇号の新開改帳に付されている貼紙番号は、九号の新開改帳に記載されている田地の記載順を反映させた番号であるといえる。そして、一〇号の新開改帳は延享元年、延享四年分の田地がまとめられていることから、のちに延享帳といわれる土地台帳となる。なお、一〇号の新開改帳末尾部分の記載は次のとおりである。

(四丁目裏)

杉之原

一、印田

三畝拾五歩

清右衛門

(付箋B)

三十式 平助

(付箋A)

源右衛門二人

付箋Aの上に付箋Bが貼られている

畝数合式反三畝拾五歩 八斗代

高 合巻石八斗八升

物成四斗三升式合四勺

免式つ三歩

夫口ぬかわ共二

五斗免

(裏表紙見返)

門前村庄や

吉郎右衛門(黒円印)

年寄

徳藏(黒円印)

同年寄

伊右衛門(黒円印)

五人組

市郎兵衛(黒円印)

俵原村村改

与三兵衛(黒円印)

延享四年卯十月日

差出部分には、門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人一名の署名や捺印がみられる。この村役人名は九号に記載の署名と同一であるといえる。また、表紙見返部分は「年行事(黒円印「浄土/院」)」と捺印がある。したがって、一〇号の新開改帳は後年において三佛寺が所領を管理する際に用いた延享元年、延享四年分の土地台帳と考えられる。

（3）美徳山門前村新開改帳（一二号）

一二号の美徳山門前村新開改帳は表紙部分に「元文四年未ノ十月日 并延享四年卯ノ十月日 式冊分写之 美徳山門前村新開改帳 文化二年丑十一月日改之六冊之内 三番」とあり、本文の記載は次のとおりである。ここでは最初の一丁目表裏紙部分を取りあげたが、一二号の新開改帳には七九枚の付箋や貼紙が数多く重ね貼りされている。なお、重ね貼りされている付箋や貼紙は共通で下からA、B、Cのアルファベットで表記した。

付箋Aの上に貼紙Bが貼られている

（一丁目表）
こわや

一、印田 拾歩 高式升七合

津村平右衛門
（貼紙B）延享

（通し番号）

四〇七番

（黒円印）

明見

一、印田 壹畝拾歩 同老斗七合

三番○

（付箋A）
延享三
○

四〇八番

市之せ

一、印田 五歩 同老升三合四勺

同帳 十式番○

（付箋A）
延享十式
○

四〇九番

同帳 廿五番○

（付箋A）
延享廿五番
○

まんば

一、印田 拾五歩 同四升

かまノ谷

一、印田 三歩 同八升

鶯谷

一、印田 五歩 同壹升三合四勺

畝数合式畝拾八歩

高合二升八合

(二丁目裏)

下段原

一、印田 八歩

付箋Aの上に付箋Bが貼られている

高二升三合 覚右衛門

(貼紙B)

文政二年卯十二月日

此歩不残与右衛門より市三郎ニ

分内二入

同帳 廿壹番〇

(付箋A)

延享廿壹番

式畝ノ内〇

四一〇番

同帳 九番〇

(付箋A)

延享九番 〇

四一番

同帳 十四番〇

(付箋A)

延享 十四番〇

四二番

(付箋A)

延享帳

五番 〇

(通し番号)
四一三番

こがやノ	一、印田	四歩	同壱升壱合	庄右衛門	付箋Aの上に貼紙B、付箋Cが貼られている	四一四番	
上段原	一、印田	七歩	同壱升八合七勺	(貼紙B)		(付箋A)	四一五番
(付箋C)	内三歩忠兵衛二入 文政二年 残る四歩預分 卯十一月日	(付箋C)	文政二年卯十一月日 此歩不残忠兵衛二入分内	延享貳番		延享四	
立いは 一、印田		三歩		同八合	四歩与右衛門 同歩忠兵衛	延享四番	(付箋A)
畝数合拾四歩 高合三升八合	宝曆七丑帳 貳番六歩内	宝曆七年式 六升内 ○				四一六番	

一二号の新開改帳全体の記載内容を表にしたものが〔表26〕である。土地数は四七筆（四〇七番～四五三番）であり、所在地の字名数は三三ヶ所である。内容の記載順は一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名の順番で記されている。この記載形式は、一二号の新開改帳に記載されているすべての土地において共通である。また〔表26〕の項目をまとめたものが〔表27〕であり、その田積は四反四畝一七歩半、石高は三石五斗八升九勺、名請人は二一名である。

では、一二号の新開改帳の特徴をみていきたい。先にあげた引用史料から一丁目表の末尾に「畝数合式畝拾八歩 高合二升八合」とあり畝数や石高の合計が記されている。これは、四〇七番から四一二番までの六筆の土地が津村平右衛門分であると確認され、その土地集計を示していると考えられる。つまり、四〇七番から四一二番までの土地は名請人である津村平右衛門分の土地と認められたうえで、登録のおこなわれた田地であるといえる。

それでは、そのほか記載の土地はどうであろうか。引用史料の記載から四一二番の一筆は覚右衛門分の土地集計があり、四一三番から四一七番までの五筆は庄右衛門分の土地集計が記されている。さらに四一八番から四五三番までの三六筆の土地は「重左衛門」、「善蔵」、「久蔵」、「惣兵衛」など名請人名ごとに記載されている〔表26〕。これらの土地は四〇七番から四一二番までの津村平右衛門分の田地と同様に、各々の名請人名ごとに土地集計がなされて登録のおこなわれた田地であると判断できる。すなわち、一二号の新開改帳は名請人名ごとにとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。

ところで、引用史料から一二号の新開改帳には付箋や貼紙が数多く重ね貼りされていることがわかる。しかし、この付箋や貼紙がいつ頃付されたものか確定しがたい。その付箋と貼紙の大半は、四〇七番の田地のごとく「延享 三番〇」とあり「和暦（土地台帳名）」、「番号」、「合点」の記載がなされている。そのうち和暦部分には「延享帳」、「宝暦

帳」と記されており、いつの年紀の土地台帳であるのか明確に表記されているものと考えられる。つまり、付箋と貼紙に記載の和暦は土地台帳名を示しているといえる。また、四一〇番の田地にみられるとおり田地の内訳が記されている場合もある。さらに、四〇七番から四一三番までの六筆の田地に付してある付箋Aと貼紙Bを比較すると、各々に記されている番号は共通であるといえる。すなわち、一二号の新開改帳にある付箋Aと貼紙Bに記されている番号は延享帳に記載順の番号であり、ともに共通している。したがって、一二号の新開改帳では付箋番号と貼紙番号は共通のものとするため付箋番号と表記を統一する。

さて、一二号の新開改帳に付されている付箋番号は、記されている番号の配列が順序不同であるといえる〔表26〕。そこで、付箋番号を和暦順と番号順に並び替えをおこなった〔表28〕。その結果、一二号の新開改帳に付されている付箋番号には欠番が三ヶ所みられるものの「享保」、「元文」、「延享」、「宝暦」、「明和」という和暦が確認できる。そのうち、まずは「享保」、「元文」、「延享」の記載がある田地について考えていきたい。

一二号の新開改帳に付されている付箋と貼紙には「享保」、「元文」、「延享」の和暦がみえるが、それは九号の新開改帳にみえる土地調査がおこなわれた年紀を示している。そこで享保、元文、延享分の田地の記載がある九号、一〇号、一二号の新開改帳の比較をおこなった〔表29〕。なお、一〇号の新開改帳は九号に記載の延享年分の田地を拾いあげて記していることから田地比較一覧表に取り入れた。その結果、一二号の新開改帳に付されている付箋番号のうち享保、元文、延享分の田地は全部で三九筆であり、そのうち二ヶ所が欠番である。また九号、一二号の新開改帳に記載の田地は、所在地、土地の品位、田積がほぼ同一であるといえる。そして一二号の新開改帳に付されている享保、元文、延享分の付箋番号は、九号の帳面別番号と同一であると判断できる。すなわち、一二号の新開改帳に付されている享保、元文、延享分の付箋番号は、九号の新開改帳に記されている田地の記載順を反映させた番号であるといえる。なお、欠

番の田地については一二号の新開改帳が作成された際に耕作の不可能となった田地を示していると考えられる。

さらに、九号、一〇号、一二号の田地比較一覧表を用いて分析をおこなった〔表29（I）～（VII）〕。まず、一二号の総田積は四反四畝一七歩半であり〔表29（I）〕、一二号の新開改帳に記載の享保、元文、延享分の三七筆の田積は三反八畝一步半〔表29（II）〕であり、九号の総田積は四反八歩半〔表29（III）〕である。このうち九号の総田積である四反八歩半から一二号に記載の享保、元文、延享分である三反八畝一步半を引くと、その差は二畝七歩である〔表29（IV）〕。次いで、九号と一二号の差である二畝七歩という田積について考えていきたい。一二号の新開改帳に付されている付箋番号は、並び替えると二ヶ所の欠番が確認できたことは前述のとおりである。この欠番部分に該当する田地は、九号の新開改帳に記載のある三三四番の二畝五歩〔表29（V）〕、九号の新開改帳に記されている三五九番の二歩である〔表29（VI）〕。そこで欠番部分に該当する田地である二筆の田積を足すと、和は二畝七歩となる〔表29（VII）〕。この二畝七歩という田積は、九号の総田積から一二号に記載の享保、元文、延享分の田積を引いた差と等しい。また、一二号の新開改帳に記載の享保、元文、延享分の総田積は三反八畝一步半であり、これに欠番部分に該当の田積である二畝七歩を足すと、和は四反八歩半となり九号の総田積と等しくなる〔表29（VIII）〕。したがって、一二号の新開改帳に記されている享保、元文、延享分の三九筆の田地は、九号の新開改帳に記載されている田地と同一であるといえる。

さて、一二号の付箋と貼紙には享保、元文、延享のほか「宝暦」「明和」という和暦の記載がみられたことは前述のとおりである。では「宝暦」「明和」の記載がある田地について考えていきたい。この和暦が記載されている史料として、次に示す安永二年の河村郡美徳山門前村開御改帳（一三号）がある。この開改帳は表紙部分に「安永貳年 河村郡美徳山門前村開御改帳 癸巳十月日」とあり本文記載は次のとおりである。ここでは一丁目表部分から二丁目裏部分までを取りあげた。一三号の開改帳には付箋や貼紙が付されていない。

（二丁目表）

田原わたりはしつめ

一、印田

壹畝

市右衛門

（通し番号）
四五四番

たていし

一、印田

六歩

徳蔵

四五五番

杉ノ原

一、印田

三歩

市郎右衛門

四五六番

いちぬせ原

一、印田

壹畝

幸左衛門

四五七番

（一丁目裏）

道の下

一、印田

五歩

清左衛門

四五八番

大ぼり田

一、印田

三畝拾四歩

吉左衛門

四五九番

宝曆七丑十月日

(二丁目裏)
たるだにくち

一、印田

式拾七歩

茂左衛門

四六〇番

宝曆十三未年

(二丁目裏)

本地屋敷向

一、印田

三畝五歩

徳藏

四六一番

明和五子年

引用史料から六筆目(四五九番)と七筆目(四六〇番)の間に「宝曆七丑十月日」という日付がみられる。これは、日付の記された「宝曆七丑十月日」の時点で四五四番から四五九番までの七筆の田地が新たな開墾地であると確認されたことを示していると考えられる。つまり、四五四番から四五九番までの土地は、新たな開墾地として認められたうえで宝曆七年(一七五七)の土地調査により登録のおこなわれた田地であるといえる。

それでは、このほか記載の土地はどうであろうか。四六〇番の一筆は「宝曆十三未年」、四六一番の一筆は「明和五子年」とあり、「宝曆七丑十月日」の日付と同じく田地記載の文中に日付が記されている。また、四六二番から四七二番までの一二筆は本帳面の末尾部分に「安永貳巳十月日」と日付の記載がなされている。これらの土地は、宝曆七年と同様に宝曆一三年(一七六三)、明和五年(一七六八)、安永二年(一七七三)の各々の年紀ごとに実施された土地調査により新たに開墾が確認され、登録のおこなわれた田地であることが判断できる。したがって、一三号の開改帳は宝曆

七年、宝暦一三年、明和五年、安永二年の土地調査結果を年代別にとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。

さて、一二号の新開改帳に付されている付箋と貼紙には「宝暦」、「明和」の和暦がみえるが、それは一三号の開改帳に記載の土地調査がおこなわれた年紀を示している。そこで、宝暦と明和分の田地の記載がある一二号の新開改帳と一三号の開改帳の比較をおこなった〔表30〕。その結果、一二号の新開改帳に付されている付箋番号のうち宝暦、明和分の田地は全部で八筆であり、そのうち一ヶ所が欠番である。また、一二号の新開改帳と一三号の開改帳に記載の田地は所在地、土地の品位、田積の記載内容がほぼ同一であるといえる。そして一二号の新開改帳に付されている宝暦、明和分の付箋番号は、一三号の帳面別番号と同一であると判断できる。すなわち、一二号の新開改帳に付されている宝暦、明和分の付箋番号は、一三号の開改帳に記載されている田地の記載順を反映させた番号であるといえる。なお、欠番の田地については一二号の新開改帳が作成された際に耕作の不可能となった田地を示していると考えられる。

さらに、一二号と一三号の田地比較一覧表を用いて分析をおこなった〔表30（Ⅰ）～（Ⅴ）〕。まず一二号の総田積は四反四畝一七歩半である〔表30（Ⅰ）〕。次いで一二号の新開改帳に記載の享保、元文、延享分の三九筆の田積は三反八畝一步半である〔表30（Ⅱ）〕。一二号の総田積から一二号に記載の享保、元文、延享分の田積である三反八畝一步半を引くと、差は六畝一六歩である〔表30（Ⅲ）〕。この六畝一六歩という田積は、一二号の新開改帳に記載の宝暦、明和分の田積と等しい。また、一三号の開改帳に記載されている宝暦、明和分の四五番から四六一番までの八筆の総田積は一反であり〔表30（Ⅳ）〕、この一反から一二号に記載の宝暦、明和分の田積である六畝一六歩を引くと、差は三畝一四歩となる〔表30（Ⅴ）〕。つまり三畝一四歩という田積は、一二号の新開改帳に記載の宝暦、明和分の欠番部分である土地の田積に該当するといえよう。したがって、一二号の新開改帳に記載されている宝暦、明和分の八筆の田積は、一三号の開改帳に記載の四五番から四六一番までの八筆の田地と同一であるといえる。なお、一二号の新開改帳末尾部分の記

(六丁目裏)

延享四年	庄や	吉郎右衛門
卯ノ十月日	年寄	徳藏
	同役	伊右衛門
	五人組	市郎兵衛
	俵原村改人	与三兵衛

差出部分には、門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人一名の署名がみられる。この村役人名は九号と一〇号の新開改帳の署名と同一であるといえる。なお、一二号の新開改帳は無印である。また、表紙部分に「元文四年未ノ十月日 并延享四年卯ノ十月日 式冊分写之 美徳山門前村新開改帳 文化二年丑十一月日改之六冊之内 三番」と記載がある。これは、元文四年一〇月ならびに延享四年一〇月の二冊分の古帳面を写したものであり、文化二年(一八〇五)十一月に改め写した六冊のうち三番目のものであると判断できる。さらに、表紙部分の記載内容から正徳五年の開改帳(七号)と関連があるといえる。この文化二年に改め写した帳面に関しては、ほかの年紀のものもあり詳細はあとで述べることにする。

このように、一二号の新開改帳は名請人名ごとにとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。その記載されている田地は九号の新開改帳、一三号の開改帳に記載されている田地の「所在地」、「品位」、「田積」と同様ではあるが「名請人名」は異なる。そして、一二号の新開改帳に付されている付箋や貼紙には「和暦」、「番号」、「合点」の記載がみられ

る。そのうち和暦部分には「享保」、「元文」、「延享」、「宝暦」、「明和」と記されており、いつの土地台帳であるのか示しているといえる。さらに、一二号の新開改帳に付されている「享保」、「元文」、「延享」、「宝暦」の付箋番号は、九号と一三号の帳面別番と同一である。すなわち一二号の新開改帳に付されている付箋番号は、九号の新開改帳と一三号の開改帳に記されている田地の記載順を反映させた番号であるといえる。また、付箋番号のうち欠番である三ヶ所の田地については、一二号の新開改帳が作成された時点で耕作の不可能となった田地を示している。したがって一二号の新開改帳に付されている付箋や貼紙は、後年において何らかの理由により付されたものであると考えられる。

（4）小結

延享四年の新開改帳である九号、一〇号、一二号の関係についてまとめていく。

九号の新開改帳は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名が記されている。記載の田地は享保二年（一七一七）、元文四年（一七三九）、延享元年（一七四四）、延享四年（一七四七）におこなわれた土地調査結果を年代別にとりまとめられている。また、各々の年紀で記載日付が一〇月と十一月に集中していることから、土地台帳は土地調査結果をまとめたうえで一〇月または十一月に作成したものと考えられる。さらに、九号の新開改帳には三三六番の田地と末尾部分の二ヶ所に貼紙が付されており、両貼紙には朱書で三三六番の田地が享和三年（一八〇三）に印田から中田となり年貢率が増加したことが記されている。しかし、この貼紙が付された時期については確定したがたいが、両貼紙は同筆である可能性が高く、享和三年頃に付されたものと考えられる。そして、差出部分には門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人一名の署名があり、九号の新開改帳作成には門前村以外の人間が関

わっていたといえる。宛名部分には「美徳山 御年行事様」とあり、美徳山年行事へ充てて作成した帳面であるといえよう。また、表紙見返部分は「年行事判」とみえ、裏表紙部分には「年行事（黒円印「浄土／院」）」と署名や捺印があり、末尾には「右帳通一字一点相違無之もの也」、「村方別帳渡置」と記載がみられる。したがって、この帳面と同内容のものが複数冊作成され、そのうち九号の新開改帳は寺側で管理された土地台帳と考えられる。

一〇号の新開改帳は九号の新開改帳の記載のうち享保二年、元文四年を除いた延享元年、延享四年におこなわれた土地調査結果を年代別にとりまとめられている。また、九号と一〇号の新開改帳には、同年紀の日付が記されていることから田地の比較をおこなった。その結果、一〇号の新開改帳は九号の新開改帳に記載の延享元年、延享四年分の土地調査結果を拾いあげたものであり、のちに延享帳といわれる土地台帳となる。そして、一〇号の新開改帳には付箋や貼紙があるが、付された時期については確定しがたい。付箋には名請人名や田積が記されており、貼紙には番号と名請人名の記載がみられる。そのうち、貼紙に記載の番号は一番から三二番までの順番で付してある。この貼紙番号は、一〇号の新開改帳に記載されている一筆ごとの田地に対して付されているものであり、九号の田地順を示す帳面別番号と同一になる。すなわち、一〇号の新開改帳に付されている貼紙番号は、九号の新開改帳に記載されている田地の記載順を反映させた番号であるといえる。また、差出部分には門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人一名の署名や捺印がみられ、九号の新開改帳に記載の署名と同一である。表紙見返部分は「年行事（黒円印「浄土／院」）」と捺印がある。したがって、一〇号の新開改帳は後年において三佛寺が所領を管理する際に用いた延享元年、延享四年分の土地台帳と考えられる。

一二号の新開改帳は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名の順に記されている。そして、九号と一〇号の新開改帳にはみられなかった石高が記されており、名請人ごとにとりまとめられて

いる。また一二号の新開改帳に記載されている田地は、九号と一〇号の新開改帳および一三号の開改帳に記されている。「所在地」、「品位」、「田積」と同様ではあるが「名請人名」は異なるものである。さらに、一二号の新開改帳に付されている数多くの付箋や貼紙の大半には「和暦」、「番号」、「合点」の記載がみられる。そのうち和暦部分には「享保」、「元文」、「延享」、「宝暦」、「明和」と記されており、いつの土地台帳であるのか示しているといえる。その一二号の新開改帳に付されている「享保」、「元文」、「延享」、「宝暦」、「明和」の付箋番号は、九号と一三号の帳面別番号と同一であることから、九号の新開改帳と一三号の開改帳に記載されている田地の記載順を反映させた番号である。また、付箋番号のうち欠番の三ヶ所は、一二号の新開改帳が作成された時点で耕作の不可能な田地を示しているように。したがって、一二号の新開改帳に付されている付箋や貼紙は、後年に何らかの理由により付されたものと考えられる。そして、無印ではあるが差出部分には、門前村庄屋一名、年寄二名、五人組一名、俵原村改人一名の署名がみえ、九号と一〇号の新開改帳に記載の署名と同一である。さらに、表紙部分には「元文四年末ノ十月日 并延享四年卯ノ十月日 式冊分写之 美徳山門前村新開改帳 文化二年丑十一月日改之六冊之内 三番」と記載がある。これは、元文四年一〇月ならばに延享四年一〇月の二冊分の古帳面を写したものであり、文化二年(一八〇五)十一月に改め写した六冊のうち三冊分のものにあたる。文化二年に改め写した帳面に関しては、ほかの年紀のものもあり詳細はあとで述べることにする。

五 寛政六年の開改帳

寛政六年(一七九四)の開改帳は、河村郡美徳山門前村開御改帳(一四号)、美徳山門前村新田御改帳(一五号)の二冊である。以下、順番を追って分析をおこなう。

(1) 河村郡美徳山門前村開御改帳 (一四号)

一四号の河村郡門前村開御改帳は表紙に「寛政六年 河村郡美徳山門前村開御改帳 甲寅十一月日」とあり、本文記載は次のとおりである。ここでは最初の一丁目表部分を取りあげたが、一四号の開改帳には付箋や貼紙が付されていない。

(一丁目表)		(通し番号)	
ほきのまへ			
一、印田	三歩	利兵衛	四七三番
同所			
一、印田	五歩	同人	四七四番
ぢや谷			
一、印田	四歩	萬右衛門	四七五番
古屋敷			
一、印田	五歩	覺右衛門	四七六番

一四号の開改帳全体の記載内容を表にしたものが〔表31左〕である。土地数は四六筆（四七三番～五一八番）であり、所在地の字名数は二三ヶ所である。内容の記載順番は、一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、

④名請人名の順で記されている。この記載形式は、一四号の開改帳に記されているすべての土地において共通である。また「表31左」を項目ごとにまとめたものが「表32」である。その田積は一反七畝八歩、石高は一石三斗八升一合、名請人は一九名である。

では、一四号の開改帳の特徴を考えていきたい。先にあげた引用史料の一筆目(四七三番)と二筆目(四七四番)の土地は「ほきのまへ」という字名でまとめられて記されている。これは、四七三番・四七四番の二筆の土地が新たな開墾地であると確認され、その土地を字名ごとに示していると考えられる。また、本帳面の末尾部分に「寛政六年寅十一月日」と日付の記載がみられる。つまり、四七三番・四七四番の土地は新たな開墾地として認められたうえで、寛政六年(一七九四)の土地調査により字名ごとに登録のおこなわれた田地であるといえる。

それでは、そのほか記載の土地はどうであろうか。四七五番の一筆は「ぢや谷(蛇谷)」とあり、四七六番の一筆は「古屋敷」とあり、それぞれ字名ごとに記されている。さらに、四七七番から五一八番までの四二筆の土地は「さ、わら向(笹原向)」、「鶯谷」、「下神代」、「海老谷」など、字名ごとに記されているといえる(表31左)。これらの土地は、四七三番・四七四番のほきのまへと同じく寛政六年に実施された土地調査により新たに開墾が確認され、各々の字名ごとに登録のおこなわれた田地であると判断できる。すなわち、一四号の開改帳は寛政六年の土地調査結果を字名ごとにとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。

なお、記載されている所在地の字名数は二三ヶ所であり、そのうち門前村地籍図で確認できる字名は次のとおりである。四七五番「ぢや谷／蛇谷(地籍図5番)」、四七六番「古屋敷(地籍図12番)」、四七七番・四七八番「さ、わら向／笹原向(地籍図18番)」、四七九番～四九〇番「鶯谷(地籍図24番)」、四九一番「ミやうけん／妙見(地籍図30番)」、四九三番「木地屋しき／木地屋敷(地籍図6番)」、四九九番「中畑(地籍図41番)」、五〇〇番・五〇一番「えび谷(地籍

図45番)」、五〇三番・五〇四番「はくち岩／馬口岩(地籍図53番)」、五〇六番・五〇七番「はた谷／旗谷(地籍図58番)」、五二二番〜五二七番「大谷(地籍図61番)」である。このうち「はた谷／旗谷(地籍図58番)」、「大谷(地籍図61番)」の二ヶ所は、一四号の開改帳で新たに確認のできる所在地である。よって、一四号の開改帳に記載の田地からわかることは、四七五番「蛇谷(地籍図5番)」、四七六番「古屋敷(地籍図12番)」などの字名より三佛寺(地籍図49番)の東方に位置する土地を起点として、西へ向かい最後には五二七番「大谷(地籍図61番)」まで広範囲におよぶ開墾地が記されていることである。なお、一四号の開改帳末尾部分の記載は次のとおりである。

(七丁目裏)

寛政六年

寅十一月日

改人	萬右衛門(黒円印)
荒猿	市左衛門(黒円印)
同断	善藏(黒円印)
同断	兵左衛門(黒円印)
五人組頭	治兵衛(黒円印)
同断	重左衛門(黒円印)
同断	久次郎(黒円印)
年寄	清兵衛(黒円印)
同断	幸右衛門(黒円印)
庄屋	惣兵衛(黒円印)

美徳山

御年行事様

（裏表紙見返）

村方別帳渡置

（黒田印「浄土／院」）

差出部分には、門前村改人一名、荒猿^③三名、五人組頭三名、年寄二名、庄屋一名の連署と捺印がみられる。この連署は最後に庄屋の署名がなされており、ほかの帳面と異なる。また、宛名部分にみられる美徳山御年行事へ充てて作成した帳面であるといえる。そして、表紙見返部分は「年行事（黒田印「浄土／院」）とあり、裏表紙見返部分には「村方別帳渡置（黒田印「浄土／院」）」の記載と捺印がみられる。したがって、一四号の開改帳は同内容の帳面が複数冊作成され、寺側で管理された土地台帳であると考えられる。

（2）美徳山門前村新田御改帳（一五号）

一五号の美徳山門前村新田御改帳は表紙に「寛政六年甲寅ノ年閏十一月日改帳写 美徳山門前村新田御改帳 文化二乙丑ノ年十一月日改之六冊之内 五番」とあり、本文記載は次のとおりである。ここでは最初の「丁目表部分を取りあげた。この一五号の新田改帳には一〇枚の貼紙が付されている。

（一丁目表）

ほきノまへ

一、印田

三步

高八合

利兵衛

（通し番号）

五一九番

同所

一、印田

五歩

同壹升三合四勺

五二〇番

畝数合八歩

高合式升壹合三勺

古屋敷

一、印田

五歩

覚右衛門

五二一番

高壹升三合三勺

(付箋)

覚右衛門より

文化五年辰三月

成て善蔵入

一五号の新田改帳全体の記載内容を表にしたものが〔表31右〕である。土地数は四六筆（五一九番～五六四番）であり、所在地の字名数は二三ヶ所である。内容の記載順序は、一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名の順で記されている。この記載形式は、一五号の新田改帳に記されているすべての土地において共通である。また〔表31右〕を項目ごとにまとめたものが〔表33〕である。その田積は一反七畝八歩、石高は一石三斗八升一合一勺、名請人は二〇名である。一五号の新田改帳は一四号の開改帳と所在地、土地の品位、田積が同一である。しかし、一五号の新田改帳に記されている名請人数は一四号の開改帳より一名多くみられたが、その記載内容はほぼ同一であるといえる。そこで一五号の新田改帳と一四号の開改帳の比較をおこなったところ、記載されている土地の順番が異なるといえる〔表31〕。では、なぜ同年紀の開改帳であっても記載されている土地の順番が異なるのであ

ろうか。それを裏付けるものが、先にあげた引用史料である。引用史料の二筆目（五二〇番）と三筆目（五二一番）の間に「畝数合八歩 高合式升壹合三勺」とみえ畝数や石高の合計が記されている。これは五一九番・五二〇番の二筆の土地が利兵衛分であると確認されて、その土地集計を示していると考えられる。つまり、五一九番・五二〇番の土地は名請人である利兵衛分の土地と認められたうえで、登録のおこなわれた田地であるといえる。

それでは、そのほか記載の土地はどうであろうか。引用史料の記載から五二一番の一筆は覚右衛門分の土地集計が記されている。さらに五二二番から五六四番までの四三筆の土地は「萬右衛門」、「弥兵衛」、「治兵衛」、「平八」など名請人名ごとに記載されている〔表31〕。これらの土地は、五一九番・五二〇番の利兵衛分と同様に、各々の名請人名ごとに土地集計がなされて登録のおこなわれた田地であると判断できる。すなわち、一五号の新田改帳は名請人名ごとにとりまとめて記載した土地台帳であるといえる。そして、一五号の新田改帳と一四号の開改帳は記載内容が共通であっても、その記載されている田地の順番は異なったものであるといえる。

ところで、引用史料からわかるとおり一五号の新田改帳は貼紙が一〇枚付されている。そのうち五二二番の田地に付されている貼紙には「覚右衛門より 文化五年辰三月成て善蔵入」と記載がみられる。これは、五二二番の田地は文化五年三月に名請人である覚右衛門から善蔵へ譲渡したことが記されているといえる。このほかの貼紙には、五二一番のごとく田地を譲渡した旨もしくは所在地や名請人名の訂正が記されている。さらに、一五号の帳面に付されている貼紙には、ほかの帳面でみられた番号の記載がなされていない。なお、一五号の新田御改帳末尾部分の記載は次のとおりである。

寛政六甲寅年

閏十一月日

	年寄	幸右衛門
	同役	清兵衛
五人組頭		久治郎
同役		十左衛門
同断		治兵衛
荒猿		長左衛門
同		善藏
同		市左衛門
同		萬右衛門

差出部分には門前村庄屋一名、年寄二名、五人組頭三名、荒猿四名の連署がみられる。この一五号の新田改帳に記されている連署は、一四号の開改帳に記載の連署と同一であると判断できる。しかし、一五号の新田改帳に記載の連署は庄屋、年寄、五人組頭、荒猿の順で記されており、一四号の開改帳に記載の連署の順と異なる。これは、文化二年に帳面を改め写した際に書き換えたものと考えられよう。また、一五号の新田改帳に記載の日付は「寛政六甲寅年閏十一月日」とあるが、一四号の開改帳では「寛政六年寅十一月日」と記されている。この寛政六年は閏月があり、文化二年に改め写した際に書き加えられた可能性が高いといえよう。

ところで、一五号の新田改帳には表紙部分に「寛政六年甲寅ノ年閏十一月日改帳写 美徳山門前村新田御改帳 文化二乙丑ノ年十一月日改之六冊内 五番」と記載がみられることは前述のとおりである。これは、寛政六年閏十一月日の古帳面を写したものであり、文化二年十一月日に改め写した六冊のうち五番目のものであるとわかる。さらに門前村

の土地台帳のうち表紙部分に「文化二年十一月日改之六冊内 ○番」と記されている帳面には、正徳五年の開改帳（七号）、延享四年の新開改帳（一二号）、寛政六年の新田改帳（一五号）のあわせて三冊がある。そこで、表紙部分に「文化二年十一月日改之六冊内 ○番」と記載のある新田改帳について次の節で詳しく考えていきたい。

（3）文化二年写改帳（七・一二・一五号）

表紙部分に「文化二年十一月日改之六冊内 ○番」と記されている帳面には、正徳五年の開改帳（七号）、延享四年の新開改帳（一二号）、寛政六年の新田改帳（一五号）のあわせて三冊がある。この三冊の開改帳は、名請人名ごとにとりまとめられている土地台帳である。まず、それぞれの表紙部分の記載内容を確認しておきたい。正徳五年の河村郡美徳山門前村新開改帳（七号）には「正徳五年未ノ三月日改古帳面之写 河村郡美徳山門前村新開御改帳 文化二年丑ノ十一月日改之六冊之内 式番」と記載がある。次いで、延享四年の美徳山門前村新開改帳（一二号）には「元文四年未ノ十月日 并延享四年卯ノ十月日 式冊分写之 美徳山門前村新開改帳 文化二年丑十一月日改之六冊之内 三番」と記載がある。最後に寛政六年の美徳山門前村新田御改帳（一五号）には「寛政六年甲寅ノ年閏十一月日改帳写 美徳山門前村新田御改帳 文化二乙丑ノ年十一月日改之六冊内 五番」と記載がある。すなわち、文化二年（一八〇五）十一月日に改め写した六冊の帳面のうち正徳五年（一七一五）が二番、延享四年（一七四七）が三番、寛政六年（一七九四）が五番の三冊だと判断できる。なお、その六冊のうち一番、四番、六番は欠番であり現在所在不明である。この欠番の帳面は、文化二年に改め写した帳面を作成したがある時点で不要となり破棄したか、もしくは散逸したものと考えられる。そして、現存する正徳五年の二番、延享四年の三番、寛政六年の五番の三冊は表紙部分の記載内容では「古帳面」とよばれる各年紀の開改帳を文化二年に改め写した帳面であるといえよう。したがって、正徳五年、延享四年、

寛政六年に名請人名ごとにとりまとめられた開改帳が作成され、文化二年にその開改帳を改め写したものと考えられる。ただし、文化二年に「古帳面」を改め写したといっても、名請人名については「古帳面」と同一記載ではない。その理由について以下、検討をしていく。なお、この節では表紙部分の記載内容から文化二年に改め写した帳面を正徳五年分改帳文化二年写本（七号）、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）と表現する。

さて、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）に記されている名請人数が寛政六年開改帳（一四号）と異なることは前述のとおりである。これは、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）に記載されている五四四番・五四五番の田地の名請人名である「彦右衛門」が新たにみられることからいえる。すなわち、同じ寛政六年の開改帳といっても一五号は、一四号の記載をそのまま転記したものではないことが判断できる。しかしながら、この「彦右衛門」以外の名請人名については寛政六年開改帳（一四号）と寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）では同一の記載がなされている（表34）。それでは、彦右衛門が名請人となった五四四番・五四五番の田地は一四号ではどうか。一四号では名請人の彦兵衛は五〇三番、五〇四番、五一二番の三筆を有している。それが一五号では五〇三番が五四四番、五〇四番が五四五番として彦右衛門がその田地の名請人となったのである。これは、寛政六年開改帳（一四号）を文化二年に改め写すまでに一一年しか経っておらず、名請人として彦右衛門が新出した以外に名請人名の変化がなかったものと考えられるが、文化二年に古帳面を改め写した段階で確認した事実により修正を加えていることからわかる。

そこで、開改帳を改め写した文化二年を出発点として（表34）をもとに各々の年代をさかのぼり名請人名について考えていきたい。それでは、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）に記載の名請人名はどうであったのか。まず、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）と同年紀である九号の新開改帳を比較した

結果、各田地の所在地、品位、田積は一致するが名請人名だけ一致しない。ところが、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）に記されている名請人のうち「市左衛門」、「覚右衛門」、「嘉兵衛」、「久蔵」、「甚兵衛」、「清兵衛」、「善蔵」、「惣兵衛」、「藤左衛門」、「萬右衛門」の一〇名は、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）に記載の名請人名と共通である。次いで、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）と同年紀である六号の新開改帳を比較した結果、これまた名請人名が一致しない。ところが、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）に記載の名請人のうち「市左衛門」、「甚右衛門」、「清兵衛」、「善蔵」、「惣兵衛」、「傳三郎」、「藤左衛門」、「彦兵衛」、「万右衛門」、「利兵衛」の一〇名は、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）に記載の名請人名と共通である。さらに、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）と延享四年分改帳文化二年写本（一二号）を比較した結果「市左衛門」、「清兵衛」、「善蔵」、「惣兵衛」、「藤左衛門」、「萬右衛門」、「斧右衛門」、「国八」、「幸右衛門」、「五次兵衛」、「重左衛門」、「庄右衛門」の一二名は名請人名が共通である。つまり、文化二年に改め写した七号と一二号の帳面に記載の名請人名はその大半が共通であり、その共通である名請人名は一五号においても確認できる。したがって、文化二年に改められた正徳五年分改帳文化二年写本（七号）、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）の三冊に記載の名請人名は、文化二年時点での名請人名を反映させて記されたものであることが明らかになった。

また、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）の三冊には付箋や貼紙が付されている。特に一二号の帳面には、付箋や貼紙の大半が二・三枚ずつ重ね貼りされている。この三冊は名請人名ごとにとめられた帳面である。それゆえ、記載田地については本来の所在や実態に閃いて把握することが難しく、文化二年以降に記載田地の変化を確認する必要が生じたものと考えられる。その際、元来の田地についての所在や実態が詳らかに記されている字名順または年代順にとりまとめた開改帳を参照に確認をおこ

ない、そのうえ土地台帳名と田地順を付箋や貼紙に記して付したものといえよう。そのことは、たとえば延享四年分改帳文化二年写本（一二号）に付されている付箋や貼紙の付箋番号が九号の新開改帳と一三号の開改帳に記載の田地順を示す帳面別番号と同一であることから判断できる。また、田地の譲渡や名請人名に変更がある場合には、その度に付箋に記し付したものと見えよう。なお、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）については一二号と同様のことがいえる。しかし、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）には、ほかの二冊の帳面と比べて付されている付箋や貼紙が少なく、土地台帳名や田地順番が記されていない。これは、付箋や貼紙の記載内容から田地を譲渡した旨や所在地、名請人名の訂正が記されているだけであり、文化二年以降において七号や一二号の帳面に比べて元来の田地の所在や実態について確認をおこなう必要がなかったものといえよう。したがって、正徳五年分改帳文化二年写本（七号）、延享四年分改帳文化二年写本（一二号）、寛政六年分改帳文化二年写本（一五号）の三冊の帳面にある付箋や貼紙は、文化二年以降に記載田地の所在や土地機能の変化について把握した結果を記しているものと考えられる。

（4）小結

寛政六年の開改帳である一四号、一五号についてまとめていく。

一四号の開改帳は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名が記されている。記載の田地は寛政六年（一七九四）におこなわれた土地調査結果を字名ごとにとまとめており、付箋や貼紙は付されていない。そして、差出部分には門前村改人一名、荒猿三名、五人組頭三名、年寄二名、庄屋一名の連署と捺印がみられるが、この連署は最後に庄屋の署名が記されており、ほかの土地台帳と異なる。また、宛名部分の記載から美徳山御年行事へ充てて作成した帳面であるといえる。さらに、表紙見返部分は「年行事（黒田印「浄土／院」）」とあり、裏表紙見返部分

には「村方別帳渡置（黒田印「浄土／院」）の記載と捺印がみられる。したがって、この帳面と同内容のものが複数作成され、そのうち一四号の開改帳は寺側で管理された土地台帳であると考えられる。

一五号の新田改帳は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名が記されている。そして、一四号の開改帳にはみられなかった石高が記されており、名請人名ごととりまとめられている。また一五号の新田改帳は、一四号の開改帳と田地の所在地、土地の品位、田積、名請人名が同一であるが、その記載されている田地の順番は異なったものである。さらに、一五号の新田改帳には貼紙が一〇枚付されている。その記載内容は田地を譲渡した旨や所在地、名請人名の訂正が記されており、ほかの開改帳でみられた番号の記載はなされていない。一五号の新田改帳は無印ではあるが、差出部分には門前村庄屋一名、年寄二名、五人組頭三名、荒猿四名の連署がみられる。この連署は一四号の開改帳と同一であるが、その記載順は異なっていることから文化二年に改め写した際に書き換えたものと考えられる。また、一五号の新田改帳に記載の日付は「寛政六甲寅年閏十一月日」とあるが、一四号の開改帳では「寛政六年寅十一月日」と記されている。これは寛政六年は閏月があり、文化二年に改め写した際に書き加えられた可能性が高いといえよう。

さて、一五号の新田改帳には表紙部分に「寛政六年甲寅ノ年閏十一月日改帳写 美徳山門前村新田御改帳 文化二乙丑ノ年十一月日改之六冊内 五番」と記載がみられる。これは、寛政六年閏十一月日の古帳面を写したものであり、文化二年一月日に改め写した六冊のうち五番目のものにあたる。このように表紙部分に「文化二年十一月日改之六冊内（〇番）」と記されている開改帳には、正徳五年の開改帳（七号）、延享四年の新開改帳（一二号）、寛政六年の新田改帳（一五号）の三冊がある。この三冊は名請人名ごととりまとめられており、文化二年（一八〇五）十一月日に改め写した六冊の帳面のうち正徳五年（一七一五）が二番、延享四年（一七四七）が三番、寛政六年（一七九四）が五番の帳面で

ある。なお、その六冊のうち一番、四番、六番は欠番であり現在所在不明である。この欠番の帳面は、文化二年に改め写した帳面を作成したがある時点で不要となり破棄したか、または散逸したものと考えられる。そして、現存する三冊の帳面には、表紙部分の記載内容から「古帳面」とよばれる各年紀の開改帳を文化二年に改め写した帳面であるといえるが、名請人名については「古帳面」と同一記載ではない。そこで、帳面を改め写した文化二年を出発点として各年代をさかのぼり名請人名について比較をおこなった。その結果、文化二年に改められた三冊の帳面に記載の名請人名は、それぞれ共通していることから文化二年時点での名請人名を反映させて記されたものであることが明らかとなった。そして、三冊のうち七号と一二号の帳面には付箋や貼紙が数多く付されている。これは名請人名ごとにまとめられた帳面であり、記載田地に関する本来の所在や実態を把握することが難しく、文化二年以降に記載田地の変化を確認する必要が生じた際、元来の田地について所在や実態が詳らかに記されている字名順、年代順の開改帳を参照に確認をおこない、土地台帳名と田地順を付箋や貼紙に記して付した結果といえよう。ところが、一五号の帳面は付されている付箋や貼紙が少なく、土地台帳名や田地順番が記されていない。これは、付箋や貼紙の記載内容から文化二年以降において田地の所在に関して確認をおこなう必要がなかったものといえよう。すなわち、三冊の帳面にある付箋や貼紙は、文化二年以降に記載田地の所在や土地機能に関する変化を把握した結果を記していると考えられる。

まとめ

前稿に引きつづき本稿では門前村開改帳のうち作成年紀が重複した残り五点（延享四年（九号・一〇号・一二号）^{*}、寛政六年（一四号・一五号）^{*}）を年代の古いものから分析をおこなった（*表記は付箋、貼紙のあるものを示す）。さらに、その開改帳に付された付箋、貼紙の意味や年紀の重複する帳面が作成された理由を論じた。そこで、前稿とあわせ

て全体のとりまめをおこないたい。

① 門前村の開改帳には、それぞれの記載内容から字名順、年代順、名請人順の三種類があり、相互間で年紀が重複するものがある〔表35〕。なお、二七号の名寄帳と二八号の年貢取立帳は〔表35〕には収録したが、記載内容は名請人名と石高のみであり、田地に関する記載がないため今回の分析対象にはしていない。

② 字名順に記載されている開改帳は全部で六冊である(五・六・八・一四・一六・二〇号)。これは各年度の土地調査結果を田地の所在地である字名順にとりまとめたものである。このうち五号の新開改帳には付箋や貼紙が付されている。

③ 名請人名順に記載されている開改帳は全部で三冊である(七号・一二号・一五号)。これは土地調査結果を名請人名ごとにとりまとめており、文化二年に写されたものである。また、名請人別にとりまとめられていることから、年貢徴収を目的として作成された開改帳であると考えられる。その名請人名は、同年紀に作成された正徳五年(六号)、延享四年(九号)、寛政六年(一四号)の土地台帳に記載の名請人名と異なることから、文化二年時点での名請人名を記載したものである。そして、この三冊の帳面には付箋や貼紙が付されているが、これは文化二年以降において記載田地の本来の所在や土地機能の変化を確認した結果を記していると考えられる。また、その付箋や貼紙の記載内容から田地の所在や実態が記載されている字名順の開改帳や年代順の開改帳を参照に確認作業をおこなっていたといえる。

④ 年代順に記載されている開改帳は全部で五冊である(四・九・一〇・一三・一八号)。これは複数年の土地調査結果を一冊にまとめたものである。たとえば、延享四年の新開改帳(九号)は享保二年、元文四年、延享元年、延享四年の土地調査の実施された年代順にとりまとめられている。つまり、九号の新開改帳に享保二年の新開改帳(八号)の

田地に記載されていることから、この年代順記載の開改帳は享保二年、元文四年、延享元年、延享四年それぞれの年代別に一冊ずつ作成された開改帳を延享四年にまとめた結果であると考えられる。すなわち、年代順の開改帳は土地調査が実施された都度、個別作成された開改帳を蓄積して、ある一定の時期になると年代順の開改帳として一冊とりまとめたといえる。また「年行事（黒田印「浄土／院」）村方別帳渡置」と捺印および記載がみえることから、正本としての性格を有する土地台帳であると考えられる。このうち一〇号の新開改帳には付箋や貼紙が付されている。

⑤ 門前村の開改帳は字名順、名請人名順、年代順の三種類があるが、それぞれ同時期に作成されたものではない。まず開墾が実施された都度、その土地調査結果をそのまま活かした字名順の開改帳が作成され、次いで年貢徴収を目的とした名請人名順の開改帳を作成したと考えられよう。この二冊を作成したのち、ある一定の時期になると土地調査が実施された都度、個別に作成された開改帳を複数年におよぶ年代順の開改帳として一冊にまとめたと考えられる。

⑥ 元禄一四年の開改帳（五号）、延享四年の新開改帳（一〇号）に付されている付箋は、性格が同じであるといえる。これは、開改帳や新開改帳に記されている名請人名と付箋に記されている名請人名が異なることからいえる。すなわち、これらの付箋は年月の経過とともに本来記載されていた名請人からほかの名請人へ田地が譲渡されたことを示しているといえよう。

⑦ 複数冊ある元禄一四年の開改帳、正徳五年の新開改帳、延享四年の新開改帳、寛政六年の開改帳は同じ開改帳という名称をもち、またそれぞれ同一年紀がおなじであっても、その土地台帳としての性格が異なるといえる。

⑧ 以上の分析をとおして門前村は開墾により元禄一四年（一七〇一）段階では四反三畝一九歩、正徳五年（一七一五）段階では二町一反四畝二八歩、延享四年（一七四七）段階では四反八歩半、安永二年（一七七三）段階では二反六畝二七歩、寛政六年（一七九四）段階では一反七畝八歩、享和三年（一八〇三）では一反一畝二九歩、文化九年（一

八一二）段階では四反九畝二五歩半、天保五年（一八三四）段階では一畝、その総田積は四町九畝一五歩となり、田積の増加していることが判明する〔表36〕。これは、小規模ではあるが徐々に開墾をおこなった証であり、三佛寺において瞭下所領の確保と拡大に力を尽くしているといえよう。

今後の課題として、門前村が開墾によって次第に田地が拡大していったことをふまえたうえで、同じ三佛寺所領である井土村にみられる川流などによる田積減少の様相との関連などを含め、江戸時代の三佛寺所領の全容を明らかにしていきたい。

〔追記〕

なお、本稿執筆にあたり三徳山三佛寺文書の史料閲覧については、三徳山三佛寺ご住職米田良中氏をはじめ奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室長吉川聡氏にお世話になりました。ここに謝意を表します。

注

（1）「印田」とは『日本史用語辞典』（柏書房、一九七九年）では「印下々田」とあり「鳥取藩における田畑の等級のこと。

石盛は田では三斗、畑では二斗以下であった」としている。

（2）「改人」とは土地調査の際、実際に土地調査をおこなった役人もしくは役職を示す用語であると考えられる。

（3）「荒猿」とは前掲注（2）の「改人」がおこなう仕事を補佐する立場の人間であったと考えられる。

(9号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号	備考
334	ゑび谷(海老谷)	印田	2畝5歩	清五郎	1	享保二年酉十一月日
335	わうせまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	2	享保二年酉十一月日
336	大ぜまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	1	元文四年未十月日
337	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	清五郎	2	元文四年未十月日
338	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	清五郎	3	元文四年未十月日
339	ゑび谷(海老谷)	印田	27歩半	清五郎	4	元文四年未十月日
340	ゑび谷(海老谷)	印田	26歩	清五郎	5	元文四年未十月日
341	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝	清五郎	6	元文四年未十月日
342	大門坂	印田	2畝	清五郎	7	元文四年未十月日
343	はくちいわ(馬口岩)	印田	3畝20歩	金六	1	延享元年子十月日
344	こかやぬ	印田	4歩	徳藏	2	延享四年卯十月日
345	こかやぬ	印田	10歩	彦左衛門	3	延享四年卯十月日
346	上たん原(上段原)	印田	7歩	徳藏	4	延享四年卯十月日
347	下たん原(下段原)	印田	8歩	徳藏	5	延享四年卯十月日
348	長畑け(長畑)	印田	20歩	権左衛門こけ	6	延享四年卯十月日
349	しみつた(清水田)	印田	4歩	吉左衛門	7	延享四年卯十月日
350	長畑け(長畑)	印田	3歩	彦太郎	8	延享四年卯十月日
351	うまの谷	印田	3歩	平右衛門	9	延享四年卯十月日
352	むかいた	印田	1歩	彦太郎	10	延享四年卯十月日
353	吉谷	印田	3歩	権左衛門こけ	11	延享四年卯十月日
354	めうけん(妙見)	印田	1畝10歩	甚兵衛	12	延享四年卯十月日
355	うくいす谷(鶯谷)	印田	10歩	平八	13	延享四年卯十月日
356	うくいす谷(鶯谷)	印田	5歩	甚兵衛	14	延享四年卯十月日
357	かんたい(神代)	印田	1畝	吉郎右衛門	15	延享四年卯十月日
358	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	12歩	吉郎右衛門	16	延享四年卯十月日
359	中畑むかい	印田	2歩	吉郎右衛門	17	延享四年卯十月日
360	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	5歩	茂左衛門	18	延享四年卯十月日
361	つち谷(土谷)	印田	2歩	茂左衛門	19	延享四年卯十月日
362	三つはわり	印田	3歩	茂左衛門	20	延享四年卯十月日
363	(馬場)道より下通り	印田	2畝	清左衛門	21	延享四年卯十月日
364	(馬場)道より上通り	印田	4畝	清左衛門	22	延享四年卯十月日
365	(馬場)道より上通り	印田	5畝15歩	清左衛門	23	延享四年卯十月日
366	いちぬせ原(一ノ瀬原)	印田	5歩	清左衛門	24	延享四年卯十月日
367	いちぬせ原下(一ノ瀬原下)	印田	5歩	喜兵衛	25	延享四年卯十月日
368	いえの下(家の下)	印田	1畝15歩	喜兵衛	26	延享四年卯十月日 享和三年亥年より中田二成ル土免上ケ
369	河原た	印田	4歩	伊右衛門	27	延享四年卯十月日
370	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩	与右衛門	28	延享四年卯十月日
371	はたかいわ	印田	4歩	与右衛門	29	延享四年卯十月日
372	三ツはう(密坊)	印田	15歩	市郎右衛門	30	延享四年卯十月日
373	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩半	市郎右衛門	31	延享四年卯十月日
374	杉之原(杉ノ原)	印田	3畝15歩	清右衛門	32	延享四年卯十月日
合計			4反8歩半			

〔表23〕三佛寺文書 第2函9号(全体)

通し番号	334~374	備考
土地数	41筆	
所在地数	28ヶ所	
土地の品位	印田	9号すべての田地
田積	4反8歩半	
名請人	19名	
石高	3石2斗2升3合	
物成	7斗4升1合	

〔表22〕 三佛寺文書 第2函8・9号 門前村新開改帳田地比較一覽表

（8号分）

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号
332	ゑび谷（海老谷）	印田	2畝5歩	清五郎	1
333	わうせまる（大瀬丸）	印田	1畝15歩	七兵衛	2

表 一 覧

- | | | |
|----|--------------------|------------------------|
| 22 | 三佛寺文書第2函8号・9号 | 門前村新開改帳田地比較一覽表 |
| 23 | 三佛寺文書第2函9号 | （全体） |
| 24 | 三佛寺文書第2函9号・10号 | 門前村新開改帳田地比較一覽表（延享4年） |
| 25 | 三佛寺文書第2函10号 | （全体） |
| 26 | 三佛寺文書第2函12号 | 門前村新開改帳田地一覽表（延享4年） |
| 27 | 三佛寺文書第2函12号 | （全体） |
| 28 | 三佛寺文書第2函12号 | 門前村新開改帳田地並び替え一覽表（延享4年） |
| 29 | 三佛寺文書第2函9号・10号・12号 | 門前村新開改帳田地比較一覽表（延享4年） |
| 30 | 三佛寺文書第2函12号・13号 | 門前村新開改帳田地比較一覽表 |
| 31 | 三佛寺文書第2函14号・15号 | 門前村開改帳田地比較一覽表（寛政6年） |
| 32 | 三佛寺文書第2函14号 | （全体） |
| 33 | 三佛寺文書第2函15号 | （全体） |
| 34 | 三佛寺文書第2函 | 門前村重複分開改帳名請人一覽表 |
| 35 | 三佛寺文書第2函 | 門前村土地台帳年表 |
| 36 | 三佛寺文書第2函 | 門前村田積・石高一覽表 |

(10号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	貼紙番号	備考
375	はくちいわ(馬口岩)	印田	3畝20歩	金六	1	延享元年子ノ十月日
376	こかやぬ	印田	4歩	徳藏	2	延享四年卯十月日
377	こかやぬ	印田	10歩	彦左衛門	3	延享四年卯十月日
378	上たん原(上段原)	印田	7歩	徳藏	4	延享四年卯十月日
379	下たん原(下段原)	印田	8歩	徳藏	5	延享四年卯十月日
380	長畑け(長畑)	印田	20歩	権左衛門こけ	6	延享四年卯十月日
381	しみつた(清水田)	印田	4歩	吉左衛門	7	延享四年卯十月日
382	長畑け(長畑)	印田	3歩	彦太郎	8	延享四年卯十月日
383	うまノ谷	印田	3歩	平右衛門	9	延享四年卯十月日
384	むかいた	印田	1歩	彦太郎	10	延享四年卯十月日
385	吉谷	印田	3歩	権左衛門こけ	11	延享四年卯十月日
386	明けん(妙見)	印田	1畝10歩	甚兵衛	12	延享四年卯十月日
387	うくいす谷(鶯谷)	印田	10歩	平八	13	延享四年卯十月日
388	うくいす谷(鶯谷)	印田	5歩	甚兵衛	14	延享四年卯十月日
389	かнтаい(神代)	印田	1畝	吉郎右衛門	15	延享四年卯十月日
390	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	12歩	吉郎右衛門	16	延享四年卯十月日
391	中畑むかい	印田	2歩	吉郎右衛門	17	延享四年卯十月日
392	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	5歩	茂左衛門	18	延享四年卯十月日
393	つち谷(土谷)	印田	2歩	茂左衛門	19	延享四年卯十月日
394	三つはわり	印田	3歩	茂左衛門	20	延享四年卯十月日
395	道之下廻り	印田	2畝	清左衛門	21	延享四年卯十月日
396	道より上廻り	印田	4畝	清左衛門	22	延享四年卯十月日
397	道より上廻り	印田	5畝15歩	清左衛門	23	延享四年卯十月日
398	いちぬせ原(一ノ瀬原)	印田	5歩	清左衛門	24	延享四年卯十月日
399	いちぬせ(一ノ瀬)	印田	5歩	喜兵衛	25	延享四年卯十月日
400	いへ之下(家の下)	印田	1畝15歩	喜兵衛	26	延享四年卯十月日
401	(合谷)河原谷	印田	4歩	伊右衛門	27	延享四年卯十月日
402	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩	与右衛門	28	延享四年卯十月日
403	はたかいわ	印田	4歩	与右衛門	29	延享四年卯十月日
404	三つしう	印田	15歩	市郎右衛門	30	延享四年卯十月日
405	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩半	市郎右衛門	31	延享四年卯十月日
406	杉之原	印田	3畝15歩	清右衛門	32	延享四年卯十月日
合計			2反7畝6歩半			

〔表25〕三佛寺文書 第2函10号(全体)

		備考
通し番号	375~406	
土地数	32筆	
所在地数	26ヶ所	
土地の品位	印田	10号すべての田地
田積	2反7畝6歩半	
名請人	17名	
石高	2石1斗7升3合	
物成	4斗3升2合4勺	

〔表24〕三佛寺文書 第2函9・10号 門前村新開改帳田地比較一覽表

(9号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号	備考
334	ゑび谷(海老谷)	印田	2畝5歩	清五郎	1	享保二年酉十一月日
335	わうせまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	2	享保二年酉十一月日
336	大せまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	1	元文四年未十月日
337	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	清五郎	2	元文四年未十月日
338	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	清五郎	3	元文四年未十月日
339	ゑび谷(海老谷)	印田	27歩半	清五郎	4	元文四年未十月日
340	ゑび谷(海老谷)	印田	26歩	清五郎	5	元文四年未十月日
341	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝	清五郎	6	元文四年未十月日
342	大門坂	印田	2畝	清五郎	7	元文四年未十月日
343	はくちいわ(馬口岩)	印田	3畝20歩	金六	1	延享元年子十月日
344	こかやぬ	印田	4歩	徳藏	2	延享四年卯十月日
345	こかやぬ	印田	10歩	彦左衛門	3	延享四年卯十月日
346	上たん原(上段原)	印田	7歩	徳藏	4	延享四年卯十月日
347	下たん原(下段原)	印田	8歩	徳藏	5	延享四年卯十月日
348	長畑け(長畑)	印田	20歩	権左衛門こけ	6	延享四年卯十月日
349	しみつた(清水田)	印田	4歩	吉左衛門	7	延享四年卯十月日
350	長畑け(長畑)	印田	3歩	彦太郎	8	延享四年卯十月日
351	うまの谷	印田	3歩	平右衛門	9	延享四年卯十月日
352	むかいた	印田	1歩	彦太郎	10	延享四年卯十月日
353	吉谷	印田	3歩	権左衛門こけ	11	延享四年卯十月日
354	めうけん(妙見)	印田	1畝10歩	甚兵衛	12	延享四年卯十月日
355	うくいす谷(鶯谷)	印田	10歩	平八	13	延享四年卯十月日
356	うくいす谷(鶯谷)	印田	5歩	甚兵衛	14	延享四年卯十月日
357	かんたい(神代)	印田	1畝	吉郎右衛門	15	延享四年卯十月日
358	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	12歩	吉郎右衛門	16	延享四年卯十月日
359	中畑むかい	印田	2歩	吉郎右衛門	17	延享四年卯十月日
360	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	5歩	茂左衛門	18	延享四年卯十月日
361	つち谷(土谷)	印田	2歩	茂左衛門	19	延享四年卯十月日
362	三つはわり	印田	3歩	茂左衛門	20	延享四年卯十月日
363	(馬場)道より下通り	印田	2畝	清左衛門	21	延享四年卯十月日
364	(馬場)道より上通り	印田	4畝	清左衛門	22	延享四年卯十月日
365	(馬場)道より上通り	印田	5畝15歩	清左衛門	23	延享四年卯十月日
366	いちぬせ原(一ノ瀬原)	印田	5歩	清左衛門	24	延享四年卯十月日
367	いちぬせ原(一ノ瀬原下)	印田	5歩	喜兵衛	25	延享四年卯十月日
368	いえの下(家の下)	印田	1畝15歩	喜兵衛	26	延享四年卯十月日 享和三年亥年より中田ニ成ル土免上ケ
369	河原た	印田	4歩	伊右衛門	27	延享四年卯十月日
370	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩	与右衛門	28	延享四年卯十月日
371	はたかいわ	印田	4歩	与右衛門	29	延享四年卯十月日
372	三ツはう(密坊)	印田	15歩	市郎右衛門	30	延享四年卯十月日
373	大せまる(大瀬丸)	印田	3歩半	市郎右衛門	31	延享四年卯十月日
374	杉之原(杉ノ原)	印田	3畝15歩	清右衛門	32	延享四年卯十月日
	合計		4反8歩半			

9号(全体)	4反8歩半…(I)
10号(全体)	2反7畝6歩半…(II)
	4反8歩半(I) - 2反7畝6歩半(II) = 1反3畝2歩…(III)
	(III) = 1反3畝2歩
9号(享保2年分)	3畝20歩…(IV)
9号(元文4年分)	9畝12歩…(V)
	3畝20歩 + 9畝12歩 = 1反3畝2歩…(VI)
	(VI) = 1反3畝2歩
	(III) = (VI) = 1反3畝2歩

〔表26〕 三佛寺文書 第2函12号 門前村新開帳帳田地一覽表

通し番号	小字名	品位	畝数	石高	名請人名	付箋番号
407	こわや	印田	10歩	2升7合	津村 平右衛門	延享3
408	明見(妙見)	印田	1畝10歩	1斗7合	津村 平右衛門	延享12
409	市之せ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享25
410	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	津村 平右衛門	延享21
411	かまノ谷	印田	3歩	8合	津村 平右衛門	延享9
412	鶯谷	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享14
413	下段原	印田	8歩	2升3合	覚右衛門	延享5
414	こがやノ	印田	4歩	1升1合	庄右衛門	延享2
415	上段原	印田	7歩	1升8合7勺	庄右衛門	延享4
416	立いは	印田	3歩	8合	庄右衛門	宝暦7年 2
417	木地屋敷	印田	3畝5歩	2斗5升3合	庄右衛門	明和5年
418	長畑ケ(長畑)	印田	20歩	5升3合	半兵衛	延享6
419	清水田	印田	4歩	1升1合	六右衛門	延享7
420	長畑ケ(長畑)	印田	3歩	8合	重左衛門	延享8
421	向田	印田	1歩	2合7勺	重左衛門	延享10
422	立いし	印田	3歩	8合	萬右衛門	宝暦7年 2
423	よし谷	印田	3歩	8合	幸右衛門	延享11
424	むまあらいぶち(馬洗淵)	印田	12歩	3升2合	善藏	延享16
425	鶯谷	印田	10歩	2升7合	善藏	延享13
426	かんたい(神代)	印田	1畝	8升	甚兵衛	延享15
427	馬あらいぶち(馬洗淵)	印田	5歩	1升3合3勺	国八	延享18
428	みつぼう(密坊)	印田	3歩	8合	久藏	延享20
429	たる谷	印田	27歩	7升2合	久藏	宝暦13年 1
430	つち谷(土谷)	印田	2歩	5合3勺	久藏	延享19
431	俵原わたり	印田	1畝	8升	清兵衛	宝暦7年 1
432	ばくち岩(馬口岩)	印田	3畝20歩	2斗9升3合	嘉兵衛	延享1
433	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩半	9合4勺	惣兵衛	延享31
434	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩	8合	惣兵衛	延享28
435	はだか岩	印田	4歩	1升7勺	惣兵衛	延享29
436	みつぼう(密坊)	印田	15歩	4升	惣兵衛	延享30
437	□□□(一ノ瀬)	印田	3歩	8合	惣兵衛	宝暦 3
438	大門坂	印田	2畝	1斗6升	惣兵衛	元文7
439	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	元文1
440	杉ノ原	印田	3畝15歩	2斗8升	市左衛門預り	延享32
441	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	1斗	藤左衛門	元文2
442	ゑび谷(海老谷)	印田	2畝23歩半	2斗2升4合	藤左衛門	元文3・4
443	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	1斗5升1合	藤左衛門	元文5・6
444	まんば(馬場)	印田	5畝	4斗	五次兵衛	延享23
445	まんば(馬場)	印田	4畝	3斗2升	五次兵衛	延享22
446	まんば道ノ下通り	印田	1畝15歩	1斗2升	斧右衛門	延享21
447	まんば道ノ下通り	印田	5歩	1升3合	斧右衛門	宝暦 5
448	いちノせ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合	兵藏	延享24
449	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	兵藏	延享23
450	いちノせ永川永々(一ノ瀬永川永々)	印田	1畝	8升	兵藏	宝暦 4
451	家下	印田	1畝15歩	1斗2升	善吉	延享26
452	□□□(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	享保
453	合谷川原田	中田	4歩	2升	善藏	延享27
	合計		4反4畝17歩半	3石5斗8升9勺		

〔表27〕 三佛寺文書 第2函12号(全体)

通し番号	備考
407~453	
土地数	47筆
所在地数	33ヶ所
土地の品位	中田、印田
田積	4反4畝17歩半
名請人	21名
石高	3石5斗8升9勺
物成	8斗2升2合5勺
	帳面に3石5斗7升6合と記載あり

〔表28〕三佛寺文書 第2函12号 門前村新開改帳田地並び替え一覧表

通し番号	字名	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号
452	□□□(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	享保
439	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	元文1
441	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	1斗	藤左衛門	元文2
442	ゑび谷(海老谷)	印田	2畝23歩半	2斗2升4合	藤左衛門	元文3・4
443	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	1斗5升1合	藤左衛門	元文5・6
438	大門坂	印田	2畝	1斗6升	惣兵衛	元文7
432	ばくち岩(馬口岩)	印田	3畝20歩	2斗9升3合	嘉兵衛	延享1
414	こがやノ	印田	4歩	1升1合	庄右衛門	延享2
407	こわや	印田	10歩	2升7合	津村 平右衛門	延享3
415	上段原	印田	7歩	1升8合7勺	庄右衛門	延享4
413	下段原	印田	8歩	2升3合	覚右衛門	延享5
418	長畑ケ(長畑)	印田	20歩	5升3合	半兵衛	延享6
419	清水田	印田	4歩	1升1合	六右衛門	延享7
420	長畑ケ(長畑)	印田	3歩	8合	重左衛門	延享8
411	かまノ谷	印田	3歩	8合	津村 平右衛門	延享9
421	向田	印田	1歩	2合7勺	重左衛門	延享10
423	よし谷	印田	3歩	8合	幸右衛門	延享11
408	明見(妙見)	印田	1畝10歩	1斗7合	津村 平右衛門	延享12
425	鶯谷	印田	10歩	2升7合	善藏	延享13
412	鶯谷	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享14
426	かんたい(神代)	印田	1畝	8升	嘉兵衛	延享15
424	むまあらいぶち(馬洗淵)	印田	12歩	3升2合	善藏	延享16
427	馬あらいぶち(馬洗淵)	印田	5歩	1升3合3勺	国八	延享18
430	つち谷(土谷)	印田	2歩	5合3勺	久藏	延享19
428	みつぼう(密坊)	印田	3歩	8合	久藏	延享20
410	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	津村 平右衛門	延享21
446	まんば道ノ下通り	印田	1畝15歩	1斗2升	斧右衛門	延享21
445	まんば(馬場)	印田	4畝	3斗2升	五次兵衛	延享22
444	まんば(馬場)	印田	5畝	4斗	五次兵衛	延享23
449	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	兵藏	延享23
448	いちノせ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合	兵藏	延享24
409	市之せ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享25
451	家下	印田	1畝15歩	1斗2升	善吉	延享26
453	合谷川原田	中田	4歩	2升	善藏	延享27
434	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩	8合	惣兵衛	延享28
435	はだか岩	印田	4歩	1升7勺	惣兵衛	延享29
436	みつぼう(密坊)	印田	15歩	4升	惣兵衛	延享30
433	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩半	9合4勺	惣兵衛	延享31
440	杉ノ原	印田	3畝15歩	2斗8升	市左衛門預り	延享32
431	俵原わたり	印田	1畝	8升	清兵衛	宝暦7年 1
416	立いは	印田	3歩	8合	庄右衛門	宝暦7年 2
422	立いし	印田	3歩	8合	萬右衛門	宝暦7年 2
437	□□□(一ノ瀬)	印田	3歩	8合	惣兵衛	宝暦 3
450	いちノせ永川永々(一ノ瀬永川永々)	印田	1畝	8升	兵藏	宝暦 4
447	まんば道ノ下通り	印田	5歩	1升3合	斧右衛門	宝暦 5
429	たる谷	印田	27歩	7升2合	久藏	宝暦13年 1
417	木地屋敷	印田	3畝5歩	2斗5升3合	庄右衛門	明和5年
合計			4反4畝17歩半	3石5斗8升9勺		

(10号分)

(12号分)

名請人名	貼紙番号	備考	通し番号	字名	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号
			452	□□□(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	享保
			439	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	1畝15歩	1斗2升	惣兵衛	元文1
			441	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	1斗	藤左衛門	元文2
			442	ゑび谷(海老谷)	印田	2畝23歩半	2斗2升4合	藤左衛門	元文3・4
			443	ゑび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	1斗5升1合	藤左衛門	元文5・6
			438	大門坂	印田	2畝	1斗6升	惣兵衛	元文7
			432	ばくち岩(馬口岩)	印田	3畝20歩	2斗9升3合	惣兵衛	延享1
			414	こがやノ	印田	4歩	1升1合	庄右衛門	延享2
			407	こわや	印田	10歩	2斗7合	津村 平右衛門	延享3
			415	上段原	印田	7歩	1升8合7勺	庄右衛門	延享4
			413	下段原	印田	8歩	2升3合	寛右衛門	延享5
			418	長畑ケ(長畑)	印田	20歩	5升3合	平兵衛	延享6
			419	清水田	印田	4歩	1升1合	六右衛門	延享7
			420	長畑ケ(長畑)	印田	3歩	8合	重左衛門	延享8
			411	かまノ谷	印田	3歩	8合	津村 平右衛門	延享9
			421	向田	印田	1歩	2合7勺	重左衛門	延享10
			423	よし谷	印田	3歩	8合	幸右衛門	延享11
			408	明見(妙見)	印田	1畝10歩	1斗7合	津村 平右衛門	延享12
			425	鶯谷	印田	10歩	2升7合	善藏	延享13
			412	鶯谷	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享14
			426	かんたい(神代)	印田	1畝	8升	甚兵衛	延享15
			424	むまらいぶち(馬洗淵)	印田	12歩	3升2合	善藏	延享16
			427	馬あらいぶち(馬洗淵)	印田	5歩	1升3合3勺	久八	延享18
			430	つち谷(土谷)	印田	2歩	5合3勺	久藏	延享19
			428	みつぼう(密坊)	印田	3歩	8合	久藏	延享20
			410	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	津村 平右衛門	延享21
			446	まんば道ノ下通り	印田	1畝15歩	1斗2升	弁右衛門	延享21
			445	まんば(馬場)	印田	4畝	3斗2升	五次兵衛	延享22
			444	まんば(馬場)	印田	5畝	4斗	五次兵衛	延享23
			449	まんば(馬場)	印田	15歩	4升	兵藏	延享23
			448	いちノせ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合	兵藏	延享23
			409	市之せ(一ノ瀬)	印田	5歩	1升3合4勺	津村 平右衛門	延享24
			451	家下	印田	1畝15歩	1斗2升	善吉	延享26
			453	合谷川原田	中田	4歩	2升	善藏	延享27
			434	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩	8合	惣兵衛	延享28
			435	はだか岩	印田	4歩	1升7勺	惣兵衛	延享29
			436	みつぼう(密坊)	印田	15歩	4升	惣兵衛	延享30
			433	大ぜ丸(大瀬丸)	印田	3歩半	9合4勺	惣兵衛	延享31
			440	杉ノ原	印田	3畝15歩	2斗8升	市左衛門預り	延享32
				合計		3反8畝1歩半	3石5升8合9勺		

(13号分)

通し番号	字名	品位	田積	名請人名	帳面別番号	備考
454	田原わたりはしつめ	印田	1畝	市右衛門	1	宝曆七廿十日
455	たていし	印田	6歩	徳藏	2	宝曆七廿十日
456	杉ノ原	印田	3歩	市郎右衛門	3	宝曆七廿十日
457	いちぬせ原(一ノ瀬)	印田	1畝	幸左衛門	4	宝曆七廿十日
458	道の下	印田	5歩	清左衛門	5	宝曆七廿十日
459	大ぼり田	印田	3畝14歩	吉左衛門	6	宝曆七廿十日
460	たるだにち	印田	27歩	茂左衛門	1	宝曆十三年
461	木地屋敷	印田	3畝5歩	徳藏	1	明和五年
462	いちのせ(一ノ瀬)	印田	9畝10歩	兵藏	1	安永二年巳十月日
463	はた谷宮の後口(簀谷口宮の後口)	印田	2畝	惣兵衛	2	安永二年巳十月日
464	宮ノまへ	印田	5歩	甚右衛門	3	安永二年巳十月日
465	杉ノ原	印田	3畝	兵藏	4	安永二年巳十月日
466	中畑	印田	1畝20歩	佐左衛門	5	安永二年巳十月日
467	成谷たゝら屋敷	印田	3歩	甚兵衛	6	安永二年巳十月日
468	成谷たゝら屋敷	印田	3歩	金右衛門	7	安永二年巳十月日
469	かんたい坂の下(神代坂の下)	印田	6歩	清兵衛	8	安永二年巳十月日
470	かまの谷	印田	2歩	平兵衛	9	安永二年巳十月日
471	ちや谷(蛇谷)	印田	6歩	市左衛門	10	安永二年巳十月日
472	ほきの向	印田	2歩	磯右衛門	11	安永二年巳十月日
	合計		2反6畝27歩			

[表29] 三佛寺文書 第2函9・10・12号 門前村新開改帳田地比較一覽表 (9号分)(10号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号	備考	通し番号	所在地	品位	田積
334	えび谷(海老谷)	印田	2畝5歩	清五郎	1	享保二年酉十一月日				
335	わうせまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	2	享保二年酉十一月日				
336	大ぜまる(大瀬丸)	印田	1畝15歩	七兵衛	1	元文四年未十月日				
337	えび谷(海老谷)	印田	1畝7歩半	清五郎	2	元文四年未十月日				
338	えび谷(海老谷)	印田	1畝26歩	清五郎	3	元文四年未十月日				
339	えび谷(海老谷)	印田	27歩半	清五郎	4	元文四年未十月日				
340	えび谷(海老谷)	印田	26歩	清五郎	5	元文四年未十月日				
341	えび谷(海老谷)	印田	1畝	清五郎	6	元文四年未十月日				
342	大門坂	印田	2畝	清五郎	7	元文四年未十月日				
343	はくちいわ(馬口岩)	印田	3畝20歩	金六	1	延享元年子十月日	375	はくちいわ(馬口岩)	印田	3畝20歩
344	こかやぬ	印田	4歩	徳藏	2	延享四年卯十月日	376	こかやぬ	印田	4歩
345	こかやぬ	印田	10歩	彦左衛門	3	延享四年卯十月日	377	こかやぬ	印田	10歩
346	上たん原(上段原)	印田	7歩	徳藏	4	延享四年卯十月日	378	上たん原(上段原)	印田	7歩
347	下たん原(下段原)	印田	8歩	徳藏	5	延享四年卯十月日	379	下たん原(下段原)	印田	8歩
348	長畑け(長畑)	印田	20歩	権左衛門こけ	6	延享四年卯十月日	380	長畑け(長畑)	印田	20歩
349	しみつた(清水田)	印田	4歩	吉左衛門	7	延享四年卯十月日	381	しみつた(清水田)	印田	4歩
350	長畑け(長畑)	印田	3歩	彦太郎	8	延享四年卯十月日	382	長畑け(長畑)	印田	3歩
351	うまの谷	印田	3歩	平右衛門	9	延享四年卯十月日	383	うまの谷	印田	3歩
352	むかいた	印田	1歩	彦太郎	10	延享四年卯十月日	384	むかいた	印田	1歩
353	吉谷	印田	3歩	権左衛門こけ	11	延享四年卯十月日	385	吉谷	印田	3歩
354	めうけん(妙見)	印田	1畝10歩	甚兵衛	12	延享四年卯十月日	386	めうけん(妙見)	印田	1畝10歩
355	うくいす谷(鶯谷)	印田	10歩	平八	13	延享四年卯十月日	387	うくいす谷(鶯谷)	印田	10歩
356	うくいす谷(鶯谷)	印田	5歩	甚兵衛	14	延享四年卯十月日	388	うくいす谷(鶯谷)	印田	5歩
357	かんたい(神代)	印田	1畝	吉右衛門	15	延享四年卯十月日	389	かんたい(神代)	印田	1畝
358	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	12歩	吉右衛門	16	延享四年卯十月日	390	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	12歩
359	中畑むかい	印田	2歩	吉右衛門	17	延享四年卯十月日	391	中畑むかい	印田	2歩
360	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	5歩	茂左衛門	18	延享四年卯十月日	392	馬あらいふち(馬洗淵)	印田	5歩
361	つち谷(土谷)	印田	2歩	茂左衛門	19	延享四年卯十月日	393	つち谷(土谷)	印田	2歩
362	三つはわり	印田	3歩	茂左衛門	20	延享四年卯十月日	394	三つはわり	印田	3歩
363	(馬場) 道より下通り	印田	2畝	清左衛門	21	延享四年卯十月日	395	道之下廻り	印田	2畝
364	(馬場) 道より上通り	印田	4畝	清左衛門	22	延享四年卯十月日	396	道より上廻り	印田	4畝
365	(馬場) 道より上通り	印田	5畝15歩	清左衛門	23	延享四年卯十月日	397	道より上廻り	印田	5畝15歩
366	いちぬせ原(一ノ瀬原)	印田	5歩	清左衛門	24	延享四年卯十月日	398	いちぬせ原(一ノ瀬原)	印田	5歩
367	いちぬせ原下(一ノ瀬原下)	印田	5歩	喜兵衛	25	延享四年卯十月日	399	いちぬせ原(一ノ瀬)	印田	5歩
368	いへの下(家の下)	印田	1畝15歩	喜兵衛	26	延享四年卯十月日 享和二年癸年よ 中田二成ル土免上ケ	400	いへの下(家の下)	印田	1畝15歩
369	河原た	印田	4歩	伊右衛門	27	延享四年卯十月日	401	(合谷) 河原谷	印田	4歩
370	大ぜまる(大瀬丸)	印田	3歩	与右衛門	28	延享四年卯十月日	402	大ぜまる(大瀬丸)	印田	3歩
371	はたかいわ	印田	4歩	与右衛門	29	延享四年卯十月日	403	はたかいわ	印田	4歩
372	三つはう(密坊)	印田	15歩	市郎右衛門	30	延享四年卯十月日	404	三つはう	印田	15歩
373	大ぜまる(大瀬丸)	印田	3歩半	市郎右衛門	31	延享四年卯十月日	405	大ぜまる(大瀬丸)	印田	3歩半
374	杉之原(杉ノ原)	印田	3畝15歩	清右衛門	32	延享四年卯十月日	406	杉之原	印田	3畝15歩
合計								合計		2反7畝6歩半

12号(全体)	4反4畝17歩半…(I)
12号(9号享保、元文、延享同一分)	3反8畝1歩半…(II)
9号(全体)	4反8歩半…(III)
4反8歩半…(III) - 3反8畝1歩半(II) = 2畝7歩…(IV)	
12号(欠番)	334番 = 2畝5歩…(V) 359番 = 2歩…(VI)
2畝5歩(V) + 2歩(VI) = 2畝7歩…(VII) (VII) = (IV) = 2畝7歩	
3反8畝1歩半(II) + 2畝7歩(VII) = 4反8歩半(III)…(VIII)	

[表30] 三佛寺文書 第2函12・13号 門前村新開改帳田地比較一覽表 (12号分)

通し番号	字名	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号
431	俵原わたり	印田	1畝	8升	清兵衛	宝曆7年 1
416	立いは	印田	3歩	8合	庄右衛門	宝曆7年 2
422	立いし	印田	3歩	8合	萬右衛門	宝曆7年 2
437	□□□(一ノ瀬)	印田	3歩	8合	惣兵衛	宝曆 3
450	いちノせ水川水々(一ノ瀬水川水々)	印田	1畝	8升	兵藏	宝曆 4
447	まんぼ道ノ下通り	印田	5歩	1升3合	斧右衛門	宝曆 5
429	たる谷	印田	27歩	7升2合	久藏	宝曆13年 1
417	木地屋敷	印田	3畝5歩	2斗5升3合	庄右衛門	明和5年
合計			6畝16歩	5斗2升2合		

12号(全体)	4反4畝17歩半…(I)
12号(9号享保、元文、延享同一分)	3反8畝1歩半…(II)
12号(宝曆、明和同一分)	6畝16歩…(III)
4反4畝17歩半(I) - 3反8畝1歩半(II) = 6畝16歩 = (III)	
13号(宝曆、明和分) 454~461番	1反…(IV)
1反(IV) - 6畝16歩(III) = 3畝14歩…(V)	

(15号分)

通し番号	所在地	品位	田積	石高	名請人名	帳面別番号
519	ほきノまへ	印田	3歩	8合	利兵衛	1
520	ほきノまへ	印田	5歩	1升3合4勺	利兵衛	2
521	古屋敷	印田	5歩	1升3合3勺	覚右衛門	4
522	ぢや谷(蛇谷)	印田	4歩	1升7勺	萬右衛門	3
523	鶯谷	印田	2歩	5合3勺	弥兵衛	5
524	ひ口じり	印田	3歩	8合	弥兵衛	6
525	鶯谷	印田	7歩	1升8合4勺	治兵衛	7
526	鶯谷	印田	8歩	2升1合4勺	治兵衛	8
527	鶯谷	印田	15歩	4升	治兵衛	9
528	鶯谷	印田	13歩	3升4合4勺	治兵衛	10
529	鶯谷	印田	18歩	4升8合	治兵衛	11
530	鶯谷	印田	19歩	5升7勺	治兵衛	12
531	鶯谷	印田	3歩	8合	傳三郎	13
532	鶯谷	印田	3歩	8合	平八	14
533	鶯谷	印田	3歩	8合	平八	15
534	鶯谷	印田	4歩	1升7勺	平八	16
535	笹原ノ向	印田	6歩	1升6合	市左衛門	17
536	明見(妙見)	印田	4歩	1升7勺	市左衛門	18
537	明見(妙見)	印田	12歩	3升2合	市左衛門	19
538	中はた(中畑)	印田	1畝10歩	1斗6合5勺	藤左衛門	20
539	成ル坂	印田	18歩	4升8合	市左衛門	21
540	鶯谷	印田	2歩	5合4勺	善藏	22
541	ゑび谷(海老谷)	印田	12歩	3升2合	善藏	23
542	ゑび谷(海老谷)	印田	16歩	4升2合7勺	善藏	24
543	甚蔵屋敷しも	印田	28歩	7升4合5勺	善藏	25
544	ばくち岩(馬口岩)	印田	7歩	1升8合7勺	彦右衛門	26
545	ばくち岩(馬口岩)	印田	10歩	2升6合7勺	彦右衛門	27
546	ば口岩ノ川向(馬口岩の川向)	印田	3歩	8合	嘉兵衛	28
547	大谷	印田	3歩	8合	彦兵衛	29
548	はた谷(旗谷)	印田	1畝	8升	惣兵衛	30
549	はた谷(旗谷)	印田	15歩	4升	惣兵衛	31
550	大谷	印田	16歩	4升3合	惣兵衛	32
551	大谷	印田	14歩	3升7合	惣兵衛	33
552	大谷	印田	17歩	4升5合4勺	惣兵衛	34
553	大谷	印田	13歩	3升4合7勺	惣兵衛	35
554	下かんだい(下神代)	印田	8歩	2升1合4勺	惣兵衛	36
555	下かんだい(下神代)	印田	9歩	2升4合	清兵衛	37
556	妙かうさん(妙見さん)	印田	3歩	8合	清兵衛	38
557	大畑ケ道ノ下	印田	1畝	8升	甚右衛門	39
558	大畑道ノ上	印田	1畝	8升	甚右衛門	40
559	大畑家道ノ上	印田	9歩	2升4合	甚右衛門	41
560	川向	印田	3歩	8合	甚右衛門	42
561	木地屋敷	印田	7歩	1升8合7勺	久藏	43
562	西かうさん口	印田	6歩	1升6合	甚兵衛	44
563	大谷	印田	2歩	5合4勺	弥三郎	45
564	家ノ下	印田	1畝	8升	与助	46
合計			1反7畝8歩	1石3斗8升1合1勺		

〔表33〕 三佛寺文書 第2函15号(全体)

		備考
通し番号	519~564	
土地数	46筆	
所在地数	23ヶ所	
土地の品位	印田	15号すべての田地
田積	1反7畝8歩	
名請人	20名	
石高	1石3斗8升1合1勺	帳面に1石3斗8升1合と記載あり
物成	3斗1升7合5勺	

〔表31〕三佛寺文書 第2函14・15号 門前村開改帳田地比較一覽表

(14号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号
473	ほきのまへ	印田	3歩	利兵衛	1
474	ほきのまへ	印田	5歩	利兵衛	2
475	ちや谷（蛇谷）	印田	4歩	萬右衛門	3
476	古屋敷	印田	5歩	覺右衛門	4
477	さ、はら向（笹原向）	印田	6歩	市左衛門	5
478	さ、はら向（笹原向）	印田	4歩	市左衛門	6
479	鶯谷	印田	2歩	善藏	7
480	鶯谷	印田	2歩	弥兵衛	8
481	鶯谷	印田	3歩	傳三郎	9
482	鶯谷	印田	3歩	平八	10
483	鶯谷	印田	3歩	平八	11
484	鶯谷	印田	4歩	平八	12
485	鶯谷	印田	7歩	治兵衛	13
486	鶯谷	印田	8歩	治兵衛	14
487	鶯谷	印田	15歩	治兵衛	15
488	鶯谷	印田	13歩	治兵衛	16
489	鶯谷	印田	18歩	治兵衛	17
490	鶯谷	印田	19歩	治兵衛	18
491	ミやうけん（妙見）	印田	12歩	市左衛門	19
492	成坂	印田	18歩	市左衛門	20
493	木地屋しき（木地屋敷）	印田	7歩	久藏	21
494	下かんたい（下神代）	印田	8歩	清兵衛	22
495	下かんたい（下神代）	印田	9歩	清兵衛	23
496	西かう山口	印田	6歩	甚兵衛	24
497	西かう山	印田	3歩	清兵衛	25
498	たたら屋敷ノ下モ	印田	28歩	善藏	26
499	中畑	印田	1畝10歩	藤左衛門	27
500	ゑび谷（海老谷）	印田	12歩	善藏	28
501	ゑび谷（海老谷）	印田	16歩	善藏	29
502	ひ口しり	印田	3歩	弥兵衛	30
503	はくち岩（馬口岩）	印田	7歩	彦兵衛	31
504	はくち岩（馬口岩）	印田	10歩	彦兵衛	32
505	はくち岩向（馬口岩向）	印田	3歩	嘉兵衛	33
506	はた谷（旗谷）	印田	1畝	惣兵衛	34
507	はた谷（旗谷）	印田	15歩	惣兵衛	35
508	大畑ヶ道ノ下	印田	1畝	甚右衛門	36
509	大畑道ノうへ	印田	1畝	甚右衛門	37
510	大畑道ノ上	印田	9歩	甚右衛門	38
511	川むかい	印田	3歩	甚右衛門	39
512	大谷	印田	3歩	彦兵衛	40
513	大谷	印田	16歩	惣兵衛	41
514	大谷	印田	14歩	惣兵衛	42
515	大谷	印田	17歩	惣兵衛	43
516	大谷	印田	13歩	惣兵衛	44
517	大谷	印田	2歩	弥三郎	45
518	家ノ下	印田	1畝	与助	46
合計			1反7畝8歩		

〔表32〕三佛寺文書 第2函14号（全体）

		備考
通し番号	473～518	
土地数	46筆	
所在地数	23ヶ所	
土地の品位	印田	
田積	1反7畝8歩	14号すべての田地
名請人	19名	
石高	1石3斗8升1合	
物成	3斗1升8合	

〔表35〕 三佛寺文書 第2函 門前村土地台帳年表

作成年代	西暦	史料名				冊子番号	帳面名	付箋有無	備考欄
		字名順	年代順	名請人名順	その他				
延宝5	1677	地誌帳				2号	延宝帳	無	年行事判 本帳村方江有
延宝7	1657		(開改帳)			(4号)			
元禄14	1701		開改帳			4号		無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
		開改帳				5号	元禄帳	有	
正徳5	1715	新開御改帳				6号	正徳帳	無	年行事判 本帳村方江有
				新開御改帳		7号		有	
享保2	1717	新開御改帳	(開改帳)			8号/(9号)	元文帳	無	
元文4	1739		(開改帳)			(9号)/(10号)			
延享1	1744				名寄帳	27号			
			(開改帳)			(9号)			
延享4	1747		新開改帳			9号		無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
			新開改帳			10号	延享帳	有	
				新開改帳		12号		有	
寛延3	1750				年貢取立帳	28号			
宝暦7	1757		(開改帳)			(13号)	宝暦帳		
宝暦13	1763		(開改帳)			(13号)			
明和5	1768		(開改帳)			(13号)			
安永2	1773		開御改帳			13号		無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
寛政6	1794	開御改帳				14号		無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
				新田改帳		15号		有	
享和3	1803	開改帳				16号	享和帳	無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
文化2	1805			文化二年写本		7号/12号/15号		有	
文化4	1807		(開改帳)			(18号)			
文化6	1809		(開改帳)			(18号)			
文化7	1810		(開改帳)			(18号)			
文化8	1811		(開改帳)			(18号)			
文化9	1812		年々開改帳			18号		無	年行事(黒門印「浄土/院」) 村方別帳渡置
天保5	1834	開改帳				20号		無	

〔表36〕 三佛寺文書 第2函 門前村田積・石高一覧表

文書番号	作成年代	西 暦	史料名	田 積	石 高
2	延宝5	1677	地詰帳	1町1反4畝19歩半	12石8斗8升2合
4*	元禄14	1701	開改帳	4反3畝19歩	4石8斗
5	元禄14	1701	開改帳	4反3畝19歩	4石8斗
6*	正徳5	1715	新開改帳	2町1反4畝28歩	17石1斗9升5合
7	正徳5 (文化二年写)	1715	新開改帳	2町1反4畝28歩	17石1斗9升5合
8	享保2	1717	新開改帳	3畝20歩	2斗9升3合
9*	延享4	1747	新開改帳	4反8歩半	3石2斗2升3合
10	延享4	1747	新開改帳	2反7畝6歩半	2石1斗7升3合
12	延享4 (文化二年写)	1747	新開改帳	4反4畝17歩半	3石5斗7升6合
13*	安永2	1773	開改帳	2反6畝27歩	2石1斗5升2合
14*	寛政6	1794	開改帳	1反7畝8歩	1石3斗8升1合
15	寛政6 (文化二年写)	1794	新田改帳	1反7畝8歩	1石3斗8升1合1勺
16*	享和3	1803	開改帳	1反1畝29歩	1石7升7合
18*	文化9	1812	開改帳	4反9畝25歩半	4石4斗8升7合
20*	天保5	1834	開改帳	1畝	9升
増加合計				4町9畝15歩	34石7斗9升8合

増加合計は*表記の開改帳、新開改帳の数値を足したものである。